令和８年

第３回定例会

会議録

令和８年９月９日

令和８年第３回江 差 町 議 会 定 例 会
（第１号）

◎期日及び場所

令和８年９月９日（水）　午前１０時００分　江差町役場　議場

◎議事日程

日程第１	決定第１号	議席の指定について
日程第２	会議録署名議員の指名	
日程第３	会期の決定	
	〔議長諸般の報告〕	
日程第４	決定第２号	常任委員会委員の選任について
日程第５	決定第３号	議会広報特別委員会委員の選任について
日程第６	閉会中の継続調査の申し出について	
	〔町長所信表明〕	
	〔町長行政報告〕	
日程第７	一般質問（８名）	
日程第８	報告第１号	令和７年度健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第９	認定第１号	令和７年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第１０	認定第２号	令和７年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１１	認定第３号	令和７年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１２	認定第４号	令和７年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１３	認定第５号	令和７年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１４	認定第６号	令和７年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１５	認定第７号	令和７年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１６	認定第８号	令和７年度江差町水道事業会計決算の認定について
日程第１７	認定第９号	令和７年度江差町公共下水道事業会計決算の認定について
日程第１８	承認第１号	令和８年度江差町一般会計補正予算（第５号）の専決処分の承認を求める事について
日程第１９	承認第２号	令和８年度江差町一般会計補正予算（第６号）の専決処分の承認を求める事について
日程第２０	議案第１号	江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第２１	議案第２号	江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第２２	議案第３号	令和８年度江差町一般会計補正予算（第７号）について
日程第２３	議案第４号	令和８年度江差町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第２４	議案第５号	令和８年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第１号について）
日程第２５	議案第６号	工事請負契約の締結について
日程第２６	議案第７号	工事請負契約の締結について
日程第２７	同意第１号	教育委員会委員の任命について
日程第２８	同意第２号	監査委員の選任について
日程第２９	同意第３号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第３０	発議第１号	国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について
日程第３１	発議第２号	備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わない事を求める意見書の提出について
追加日程第１	議案第８号	令和８年１０月１日から同年１０月３１日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について
追加日程第２	議案第９号	令和８年１０月１日から同年１０月３１日までの間における教育長の給料の減額に関する条例の制定について

◎会議に付した事件

日程第１	決定第１号	議席の指定について
日程第２	会議録署名議員の指名	
日程第３	会期の決定	
	〔議長諸般の報告〕	
日程第４	決定第２号	常任委員会委員の選任について
日程第５	決定第３号	議会広報特別委員会委員の選任について
日程第６	閉会中の継続調査の申し出について	
	〔町長所信表明〕	
	〔町長行政報告〕	
日程第７	一般質問（８名）	
日程第８	報告第１号	令和７年度健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第９	認定第１号	令和７年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第１０	認定第２号	令和７年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１１	認定第３号	令和７年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の

		認定について
日程第１２	認定第４号	令和７年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１３	認定第５号	令和７年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１４	認定第６号	令和７年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１５	認定第７号	令和７年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１６	認定第８号	令和７年度江差町水道事業会計決算の認定について
日程第１７	認定第９号	令和７年度江差町公共下水道事業会計決算の認定について
日程第１８	承認第１号	令和８年度江差町一般会計補正予算（第５号）の専決処分の承認を求める事について
日程第１９	承認第２号	令和８年度江差町一般会計補正予算（第６号）の専決処分の承認を求める事について
日程第２０	議案第１号	江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第２１	議案第２号	江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第２２	議案第３号	令和８年度江差町一般会計補正予算（第７号）について
日程第２３	議案第４号	令和８年度江差町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第２４	議案第５号	令和８年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第１号について）
日程第２５	議案第６号	工事請負契約の締結について
日程第２６	議案第７号	工事請負契約の締結について
日程第２７	同意第１号	教育委員会委員の任命について
日程第２８	同意第２号	監査委員の選任について
日程第２９	同意第３号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
追加日程第１	議案第８号	令和８年１０月１日から同年１０月３１日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について
追加日程第２	議案第９号	令和８年１０月１日から同年１０月３１日までの間における教育長の給料の減額に関する条例の制定について
日程第３０	発議第１号	国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について
日程第３１	発議第２号	備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解

禁を行わない事を求める意見書の提出について

◎出席議員（１０名）

議長	萩原　徹
副議長	塚本　眞
議員	飯田隆一
〃	小野寺　真
〃	室井正行
〃	小梅洋子
〃	西海谷　望
〃	出﨑太郎
〃	大門和幸
〃	池内卓也

◎欠席議員（１名）

議員	打越東亜夫

◎出席説明者

町長	照井誉之介
副町長	出﨑雄司
教育長	岸田礼治
総務課長	岸田雄治
まちづくり推進課長	布施順司
財政課長	長尾恵一
税務課長	竹内　強
町民福祉課長	国仙敏孝
健康推進課長	中澤貴徳
産業振興課長	畑　竜哉
追分観光課長	宮津宗介
建設水道課長	久保田栄徳
高齢あんしん課長	畑　明日香
出納室長	若狭　巧
学校教育課長	秋山悦子
社会教育課長	森　直彦

総務課参事	伊藤　公
総務課参事	兵庫谷　友美
まちづくり推進課主幹	梅村　理史

（議会事務局）

事務局長	梅川　年代
書記	木下　和樹

開会　１０：００

※ベルが鳴る

（議長）
ただ今の出席議員数は１０名です。
定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。
ただ今から令和８年第３回江差町議会定例会を開会致します。

（議長）
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布の通りです。

（議長）
日程第１、決定第１号、議席の指定についてを議題と致します。
先の江差町議会議員補欠選挙において当選されました、池内　卓也　議員の議席は、会議規則第４条第２項の規定により、ただ今着席している１番に指定致します。

（議長）
日程第２、会議録署名議員を指名致します。
会議録署名議員は、会議規則第１２９条の規定により、７番、室井議員、８番、小野寺議員を指名致します。

（議長）
日程第３、会期の決定を議題と致します。
今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」
はい、議長。

（議長）
小野寺委員長。

「小野寺委員長」（委員会報告）
おはようございます。（「おはようございます。」の声）
議会運営委員会の報告を致します。
最初に、委員会の開催状況でありますが、当委員会は８月２１日、８月３１日の２日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受ける

など、日程及び運営について協議致しました。
　次に、今定例会の議案、一般質問等についてでありますが、今定例会には、江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を始め、５件の議案が提示されている他、報告１件、認定９件、同意３件、その他５件、議員発議２件、一般質問は８名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配付しております報告書の通りでございます。
　次に、会期の日程についてでありますが、会期日程については、本日、９月９日の１日間とする事と致しますが、先に述べた通り一般質問通告者は８名で、内容も多岐に渡っております。是非、分かり易い簡潔明瞭な質問、質疑及び答弁をお願い致します。
　え一最後でありますが、一般質問等についてであります。
　これまでの定例会と、同様と致します。え一町理事者の反問権については、これも、従来通りであります。
　え一以上、議会運営委員会において、協議した結果を報告致します。

（議長）
　以上で報告は終わりました。
　お諮りします。
　今定例会の会期及び議会運営については、委員長のご、報告の通りにしたいと思いますがご異議ありませんか。

　（「なし。」の声）

（議長）
　異議なしと認めます。
　よって、今定例会の会期については、本日１日と致します。
　一般質問については一問一答方式とし、議員の質問は自席で行うものとし、理事者側の答弁は、１回目は演壇で、２回目以降は自席で行う事と致します。
　質問の回数は、再々質問まで、答弁を含め６０分の時間制を採用して行う事と致します。
　また、理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問できる事とし、それに要する時間は６０分の制限時間外とする事に決定致しました。
　また、議場内の換気の為、出入口のドアを開口しますので、ご協力、お願い致します。

（議長）
　次に、議長からの諸般の報告を致します。
　皆さんご承知の事と思いますが、閉会中、田畑　豊利　前議員から、令和８年６月１５日に議員辞職願が提出され、同日付で許可致しました。
　また、増永　和彦　前議員は、先の町長選挙に立候補した為、公職選挙法に基づき、令和８年７月７日付で自動失職となっております。

これに伴い、３番の席は当面欠員となるます事を報告致します。その他の報告内容は、お手元に配付の通りですので、ご了承願います。

（議長）

日程第４、決定第２号、常任委員会委員の選任についてを議題と致します。

委員会条例第５条第４項の規定により、池内議員を社会文教常任委員会委員に指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし。」の声）

（議長）

異議なしと認めます。

よって、池内議員は、社会文教常任委員会委員に選任する事に決定致しました。

（議長）

日程第５、決定第３号、議会広報特別委員会委員の選任についてを議題と致します。

委員会条例第５条第４項の規定により、池内議員を議会広報特別委員会委員に指名したいと思いますが、ご異議ありませんか

（「なし。」の声）

（議長）

異議なしと認めます。

よって、池内議員を議会広報特別委員会委員に選任する事に決定致しました。

なお、広報委員会においては、議員が１名欠員である事を踏まえ、議会運営委員会並びに広報委員会とも協議を行った結果、当面の間、４名体制で対応して頂く事を了承を得ている事を報告致します。

（議長）

日程第６、閉さい、閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会、議会改革調査特別委員会から会議規則第７６条の、も、規定に基づき、お手元に配付の通り、継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出どおり、閉会中の継続調査とする事にご異議ありませんか。

（「なし。」の声）

（議長）
異議なしと認めます。
よって、各委員長からの申し出どおり、閉会中の継続調査とする事に決定致しました。

（議長）
次に、町長より、所信表明の申し出がありますので、これを許可致します。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（所信表明）
令和８年、第３回江差町議会定例会の開会にあたり、４期目の町政運営を担うに当たっての所信の一端を申し上げます。
先の７月１２日に執行された江差町長選挙におきまして、多くの町民の皆様からの力強いご支持を頂き、４回目の当選を果たす事ができました。３期１２年間の取り組みと今後４年間のまちづくりについての、一定のご評価を頂いたものと理解しておりますが、長きに渡り町長という立場を続けると、気の緩みや、慢心が生まれてしまいます。今一度、初心に立ち返り、町民の皆様の声に耳を傾け、町民の皆様と、まちづくりの様々な問題意識を共有しながら、謙虚に緊張感を持って、公約で掲げた政策を着実に実行に移して参ります。町議会議員の皆様並びに、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。
ここに今後４年間に渡って、町政運営の舵取りを担当するにあたり、私の、まちづくりに関する基本的な考え方を申し上げます。
１．２つの重点施策の推進。
次の４年間は、新しい道の駅の開業と檜山沖で計画が進む洋上風力発電事業をどれだけ地域経済の活性化に繋げる事が出来るかが、大きな課題となります。
ＤＢＯ方式により、施設整備並びに、及び運営を一体的に行う（仮称）道の駅「江差かもめ島」につきましては、令和９年度の開業に向け、現在、建設が進められています。事業者グループと密接に連携を図りながら、道の駅を核とした町内の観光施設や商店街などを周遊して楽しんで頂ける仕組み作り、地元の農水産物を活用した新商品の開発など、町内の経済に好循環をもたらし、新たな「まちの顔」として、観光客のみな、のみならず、観光客のみならず、町民の皆様にも愛される施設となるよう整備を進めて参ります。
また、道の駅と連携した観光振興対策としては、歴史的風致維持向上計画の策定に取り組んでいるところであり、計画に基づいた国の補助制度を活用し、開陽丸記念館の展示リニューアルや、いにしえ街道などを含めた、地域の魅力向上に繋がる取り組みを進めて参ります。

檜山沖洋上風力発電事業につきましては、昨年７月に檜山沖が再エネ海域利用法に基づく促進区域に指定され、早期に事業者公募のフェーズに進んでいく事が期待されていましたが、現状では、事業者公募の開始時期は、２０２８年、冬以降となる見通しです。

しかしながら、洋上風力が、再生可能エネルギーの主、主力電源化に向けた切り札である事には変わりありません。既に、北海道電力では、洋上風力発電等のメンテナンス人材を育成する為のトレーニングセンターを、センターを、道内で初めて、檜山地域人材開発センター内に設置する計画を進めております。

来たるべき事業者選定に向け、檜山沖洋上風力発電事業による、江差町への経済波及効果を最大化する為、地域内連携組織として、江差町洋上風力推進プラットフォームを通じ、官民連携しながら、地域の産業振興や新たな産業の創出などに取り組んで参ります。

再生可能エネルギーの活用に関しましては、今年度、江差町地域再エネ導入マスタープラン及び江差町、ち、地球温暖化対策実行計画、じ、事務事業編・区域施策編の更新を行う事としており、エネルギーの地産、ち、地消や地域新電力会社の設立を視野に検討を進めて参ります。また、森林カーボンクレジットを活用し、環境価値の資金化と地域資源の循環を進めて参ります。

２．進化する江差町。

平成２６年８月に町長に就任して以来、人口減少、少子高齢化が進行する中にあっても、町が抱える課題の解決を図り、誇りある暮らしを未来へ紡ぐ持続可能なまちづくりの実現に向け、取り組んで参りました。

私はこれからの４年間は、これまでの延長線上の行政運営に留まる事なく、次世代の為に、その取り組みを進化させていく、いきたいと考えており、地区別のまちづくり懇話会を開催するなど、町民の皆様と、町が抱える課題を共有し、ご意見を伺う場を設けながらまちづくりを進めて参ります。

（１）産業の振興。

基幹産業である一次産業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にありますが、安定した経営が続けられるよう取り組みを進めて参ります。

農業では、家族経営を主体としつつも、地域おこし協力隊員の増員を図り、担い手確保に努めて参ります。また、北部地区における道営の基盤整備事業を着実に進めると共に、ＩＣＴを活用したスマート農業を推進し、生産効率の向上を図ると共に、農業経営の安定化に向けた各種取り組みを実施して参ります。

林業では、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、適正かつ計画的な森林整備を進めて参ります。また、町有の既存施設を活用し、地場産のヒバを原料に使ったクラフトジンの開発に挑戦して参ります。

漁業では、漁業生産の拡大と経営の安定化を図る為、回遊性魚種の資源変動に左右されない前浜づくりが重要です。トラウトサーモン養殖事業をしっかりと軌道に乗せ、更に拡大していく為、必要な支援を行うほか、引き続き、ナマコ・サケ・ウニ・ニシンなどの栽培漁業を推進して参ります。加えて、高級食材として知られる岩ノリの漁獲量拡大を目指し、ノリ養殖試験の取り組みを支援して参ります。

またブルーカーボンの取り組みとして、今年度、北海道大学水産学部に委託し、前浜の海中の地形や藻場の状況の調査を行っており、調査結果を踏まえて、ひやま漁協などと連携し、藻場の造成に取り組んで参ります。

商業の分野では、経し、経営者の高齢化が進んでおり、高齢者対策事業承継が大きな課題となっています。昨年度、包かくれ、包括連携協定を締結した小樽商科大学や、江差商工会などとも連携しながら、事業承継を、す、支援して参ります。

町内の商店街では空き店舗が増加しており、とりわけ上町における飲食店街機能の低下は、観光振興の面でもマイナスの影響を与えています。今後の洋上風力発電に伴う工事関係者等の人流増大を見据えて、上町の飲食店街機能の維持を図ると共に、新しい道の駅とも連携した商店街の振興を図って参ります。

多くの分野で後継者不足、人材不足が深刻な状況となっています。農業分野にとどまらず、地域おこし協力隊員の増員など、外部人材の積極的な活用を進めて参ります。

（2）教育・子育て支援。

これまで、子どもへの投資はまちの未来への投資という考えのもと、高校生以下の医療費の無償化、中学生以下、幼児を含めた給食費の完全無償化、江差町子ども未来応援事業による学習塾や通信きょ、通信教育費、習い事や部活動などの経費への支援、北部２保育園の統合、子育て世帯の住宅新築や中古住宅の購入への支援など、子育て世帯への支援に取り組んで参りました。

引き続きこれらの取り組みを継続すると共に、新たに保育園及び認定こども園における保育料の完全無償化と、中学校の修学旅行費、制服購入費の補助も実施して参ります。特に中学生の修学旅、あ、中学校の修学旅行につきましては、学校や保護者の皆様とも話し合いながら、将来的には、語学の向上や海外での多文化・多言語・多宗教体験を通じた子どもたちの人生のきっかけを作り、江差を外から見つめ直す視野を養う機会とする為、海外への修学旅行も含め検討して参ります。

道立こ、え、道立江差高校につきましては、令和８年度の入学者が３４名となり、間口の維持を図る意味でも危機感を持って受けとめているところです。地域に必要とされる学校として、江差高校の魅力を高めていく事が重要であり、所在町として、江差高校や北海道教育委員会とも連携を図りながら、特色ある教育への支援を行って参ります。

（3）不幸ゼロのまちの更なる推進。

マイナス要因のゼロ化を目指す「不幸ゼロのまち」は、町民と行政が近く、町内会や団体活動が盛んな江差町だからこそ目指す事ができる目標であり、引き続き、町民の皆様が安心して、いきいきと暮らし続けられる環境を整えて参ります。

「移動困難者ゼロ」の取り組みとしては、令和６年度に路線バスを補完する公共交通サービスとして「江差マース」の本格運行がスタートしました。引き続き、地域公共交通の維持確保と利便性の向上を図ると共に、高齢者バス助成については、函館市など町外へのバス利用にも、は、拡大を図るなど、高齢者の外出支援を努めて参ります。外出支援に努めて参ります。

「交通事故死ゼロ」の取り組みにつきましては、引き続き江差警察署、檜山振興局など

の関係機関、江差町交通安全、す、運動推進協議会などの各種団体と連携を図りながら、交通安全の普及啓発に努めており、令和８年７月末で江差町における交通死亡事故死ゼロは１，７００日を超えました。取り組みを継続すると共に、新たに未就学児、小・中学生の自転車ヘルメット購入助成制度を設け、努力義務となっているヘルメットの着用の推進等、自転車乗車時の安全の確保に努めて参ります。

「孤立死・孤独死ゼロ」の取り組みと、につきましては、地域の見守り体制として、地域の商店や団体などが加盟する「見守りチーム江差」が中心的な役割を担っており、加盟店舗数は令和８年７月末で１３０店となっております。１３０店舗となっております。なっています。引き続き活動の普及、加盟店舗の拡大を図って参ります。

不幸ゼロの取り組みにつきましては、ほ、他の施策も含め、役場内において課題整理を行い、か、各種、各種機関や団体企業とも連携を図りながら地域全体で不幸ゼロの理念を共有できるよう、広報・啓発や研修などを行って参ります。

３．財政基盤の強化。

まちづくりを進めて、進めていく上では、財政基盤を強化し、収支の均衡を図っていく事は避け、避けて通れません。エネルギー価格等の物価高騰の影響が長期化し、加えて公共事業費や人件費、社会保障関係経費が増、増加する一方で、人口減少の影響もあり、地方税収や地方交付税を始めとする一般財源が、その増加に追いついていないのが実態です。

令和９年度以降における新たな中期財政運営方針及び財政基盤強化に向けた取り組みの策定を進め、時代やニーズの変化に柔軟に対応できるよう、従来の枠組みにとら、とらわれる事なく、事務事業の見直しを進め、財源の最適配分を徹底し、効率的な行政サービスの執行と財政の健全化の確保に努めて参ります。

また財政基盤の強化を図る上では、歳出の抑制を図るだけではなく、国や北海道などの補助制度の活用など、財源確保を徹底すると共に、ふるさと納税や企業版ふるさと納税などによる歳入の増加も図っていく必要があります。

とりわけ、ふるさと納税に関しては、新しい道の駅の事業者とも連携を図り、新たな商品開発を進め、年間のふるさと納税額５億円を目標に、歳入の増加を図って参ります。

結びに、人口減少や少子高齢化、産業の担い手の不足など、江差町にとって厳しい状況が続いています。そうした中でも、新たな道の駅の開業や洋上風力を中心とした、かい、再、再生可能エネルギーの活用、ふるさと納税を生かした農漁業の推進など、地域産業の活性化に繋げる、繋がる、繋げる取り組みを積極果敢に進めていくつもりです。

私は江差町出身ではありません。それどころか北海道出身ですらありません。しかしながら、だからこそ見えているものがあります。それは北海道の魅力、江差町の魅力です。

私は江差町に魅力を感じて、この街で生きていく事を選択しました。町民の皆様の中には、「江差町には何もないからね」と嘆く人がいます。本当にそうでしょうか。

農業があります。毎年、「江差町のアスパラ日本一だ」と言って、ふるさと納税をしてくれる人がいます。

漁業があります。毎年、「江差産のノリでつ、作ったのり弁が食べたい」と江差を訪れてくれる人がいます。

祭りがあります。毎年、「観光客を呼ぶ為に作られた祭りじゃない。本物の祭りだ」と言って参加する人がいます。

江差追分があります。毎年、江差追分愛好者どの交流が楽しみで、本州から訪れてくれる人がいます。

自然エネルギーがあります。檜山沖で計画されている洋上風力発電事業の発電量は、原発１基分にもなり、地域産業の活性化に寄与する事ができます。

江差町のこうした魅力を地域経済の好循環に繋げる取り組みは、まだ、道半ばです。そして何よりも、江差町にはこの町の事を思い、町の為に行動してくれる、たくさんの町民の方々がいます。それが一番の強みです。

人口減少、少子高齢化、過疎化と嘆くにはまだ早いです。私は次の４年間も江差町の発展の為に、町民の皆様と共に戦い続けます。

町長は非常にやりがいがある立場です。ただその一方で、町長の持つ予算権や人事権は江差町にとって強大です。長く勤めると、こうした権限を乱暴に行使しがちです。私自身は、こうした権限を長期に持ち続ける立場でい、いる事には、慎重になるべきだと考えていました。その為、４期目挑戦に迷いがあった事も事実です。

昭和３０年に旧泊村と合併して今の江差町になって以来、４期、ちょ、務めた町長は本田義一さん１人だけ。４期を務めるにはそれだけの覚悟と責任が必要だと感じています。

１２年前の町長の、に就任した日、これから政治家を務めていく事に向け、３つの政治信条を貫く事を自分自身に課しました。

１、弱者、少数者に優しい政治。

２、町民との対話を大切にする政治。

３、３０年後を見すえた政治。

厳しい立場にある人たちに常に寄り添いながら、小さな子ども達からご年配の方までの町民１人ひとりの声に真摯にみにを、耳を傾け、将来に責任ある判断をしていく。今後もこの事を忘れずに日々の職務にあたって参ります。

そして４期目となる次の４年間は、これまで以上に謙虚さを忘れず、驕らず、常に丁寧に誠実に町職員と一丸となって、進化する江差町を目指して、町政運営に当たって参ります。引き続き、町民の皆様、町議会議員の皆様、各団体や企業、大学の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

以上、今後４年間の中で目指していく町政運営の一端を申し述べ、所信表明とさせて頂きます。

（議長）

以上で所信表明を終わります。

次に、町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町長」

議長。

（議長）
町長。

「町長」（行政報告）
初めに北海道檜山沖洋上風力発電事業における追加調査についてご報告申し上げます。この事については、既に、し、報道発表され、議員皆様ご、ご存じの事と思いますが改めて行政報告させて頂きます。（咳払い）失礼しました。
経済産業省が着床式洋上風力発電の導入を計画している北海道檜山沖で、２０２７年に海底地盤の追加調査を検討している事が、報道発表されました。追加ち、調査の理由ですが、海底への風車の固定に関して、建設コスト、け、軽減が期待できる、国内でまだ実証例のない新工法、サクションバケット基礎工、工法の採用、おー、採用可能性を、え一調査し、事業者の参入環境を整え、事業化の実現に繋げる為であり、令和６年度に実施された海底地盤調査では、檜山沖の海底に固い岩盤が分布している事が判明した事から、岩盤に設備を固定する工法では建設コストが急騰する懸念が浮上し、現時点で事業者を公募しても採算が見込めないとして、入札事業者が現れない恐れがあると判断されているところです。
調査箇所は、え一檜山管内せたな町沖を中心に、えー、こ、えーこの秋から、うー、地元漁業者などと調整を進め、２０２７年、夏の現地調査を目指し、え一結果の分析や取りまとめの後、２０２８年秋ごろにかけ、新工法の実証試験も想定されております。追加調査により発電事業者の公募が２０２８年、え一冬以降に遅れる可能性がありますが、同事業に伴う税収増や地域への経済効果が期待される事から、町としましても着実な事業の推進の為にも必要な調査として、えー考えている事を申し上げ、ご報告致します。
なお別件となりますが、令和８年２月２８日付で北海道電力より、令和８年度、洋上風力発電人材育成事業費補助金が採択され、洋上風力発電メンテナンス人材育成に向けたトレーニングセンター整備等の開始について、プ、プレス発表がありました。トレーニングセンターは令和９年度開設である事から、町としましても開設に向け、支障がないよう準備を進めて参りたいと考える、考えている事を申し上げ、重ねてご報告致します。
次に、地域還元金の受領について、ご報告申し上げます。
当町とサツドラホールディングス株式会社　代表取締役社長　富山　浩樹　様との包括連携協定事業の一環として実施している江差ＥＺＯＣＡについて、サツドラ店舗でお買い物をした購入額の一定率を地域還元金として、江差町へご寄附、ご寄附頂く事となっております。えー去る８月１０日、同社より１年分の還元金として、１０７万９，３６７円の贈呈がございました。ぞ、贈呈頂きました還元金につきましては、町が行う特定健診を受し、特定、え一健診を受診された方や、介護予防教室などの参加者に対してポイントを付与するなど、地域の活性化や健康意識の向上に繋げる、繋がる事業への活用を図って参ります。
次に、寄附採納についてご報告申し上げます。

令和８年６月１６日、え一爾志郡乙部町字緑町６２番地２　杉江　英樹　様より、郷土の歴史、え一研究に資するため榎本　武揚の書１点と、石岡　剛の絵画１点のご寄贈がありました。ご寄贈頂きま、頂いた書及び絵画につきましては、旧檜山爾志郡役所、江差町郷土資料館において所蔵し、調査研究の上、展示公開して参ります。

え一次に令和８年６月２４日、札幌市中央区大通西３丁目７番地、株式会社　北洋銀行取締役頭取　津山　博恒　様より、現金１０万円のご寄附がございました。このご寄付は企ぎ、企業が、株式会社　北洋銀行の商品でございます、ＳＤＧｓ　ふるさと応援私募債を発行した場合に、発行額の０．２％相当額を発行企業が希望する道内市町村へ寄付するもので、この度、江差町字中歌町１９６番地５、株式会社　宏栄建設　代表取締役　藤井明　様が、ＳＤＧｓ　ふるさと応援私募債の発行に伴う寄附先として、江差町を希望されたものでございます。頂いたご寄付につきましては、株式会社　北洋銀行　様、並び、あ、及び株式会社　宏栄建設　様の、ご、ご意思に沿って観光促進事業に活用させて頂きます。

え一次に、令和８年６月３０日、兵庫県、え、神戸市中央区御幸通、えー、８丁目１番６号　シン・エナジー株式会社　代表取締役　乾　正博　様より北の江の島事業推進の為の企業版ふるさと納税として、３００万円のご寄附がございました。シン・エナジー株式会社様からは５年連続同額のご寄附を頂いており、北の江の島構想の実現に向けた（仮称）道の駅「江差かもめ島」整備事業に活用させて頂きます。

え一次に、令和８年７月３、７月２３日、江差町字愛宕町１８番地、北清えさし株式会社　様より、えーヒグマ出没対策に役立てて欲しいと、熊用スプレー１２本、約１８万円相当のご寄贈がございました。頂き、頂いた熊用スプレーにつきましては、町立保育園や公園管理人等に配布するなど、町内におけるヒグマ対、出没対策に活用させて頂きます。

次に、令和８年７月２３日、江差自衛隊協力会　様より、現金９３万８２３円のご寄附がございました。ご寄附頂きました現金につきましては、町政の発展に、の、発展の為に活用して欲しいとの事であり、ご意思に沿うよう活用させて頂きます。

えぇ次に、令和８年７月２７日、江差町字水堀町６番地２、合同会社ユーラス江差風力代表社員、株式会社ユーラスエナジーホールディングス　うー、し、職務執行者　阿部哲也　様より現金１６０万円のご寄附がございました。同社からのご寄付は１２回目となり、当町においては学校図書を初め、町道路線ＬＥＤ化など、町設備の充実を図ってきたところであり、これまでの寄附、額は、合わせて２，１００万円となりました。この度の使途につきましては、江差町再生可能エネルギー等活用基金に積み立てし、再生可能エネルギー利用促し、しん、え一利用推進に向けた事業に活用する事としており、同基金への積立金として補正予算案を上程させて頂いております。

え一次に、令和８年８月、さ、３日、えー、札幌市中央区北一条西２０丁目１番２７号株式会社アクトシステムズ　代表取締役　齋藤　清　様より、北の江の島事業推進の為の企業版ふるさと納税として、２００万円のご寄附がございました。頂きましたご寄付につきましては、北の江の島構想の実現に向けた（仮称）道の駅、かも、江差かもめ島整備事業に活用させて頂きます。

以上、ご寄附がありました事をご報告申し上げますと共に、改めてご厚志に厚くお礼申

し上げます。

（議長）
以上で行政報告を終わります。

（議長）
日程第７、一般質問を行います。
今定例会の一般質問は、お手元に配付の通り８名の議員から通告がありました。通告順に従って順次、これを許可致します。
まず、室井議員の発言を許可致します。

「室井議員」
議長。

（議長）
室井議員

「室井議員」
えーと、一問だけですけど、今、質問させて頂きます。
江差町歴史的風、風致維持向上け、計画策定の業務について、まだ、あの一今、審議中で、色んな委員会作ってやっている最中ですので、答えれない部分は、検討中って事で、答弁しなくても結構ですけれども、質問させて頂きます。
去る６月１日の議会全員協議会において説明がありました、ひょき（正：標記）業務について、約３．５ヵ月間を経過しております。
法定協議会の実務的作業量が、多種多様になると思われる中で、建設水道課都市計画係のみが事務局となっておます。自ら政策提案をしなければならない立場と、法定協議会の事務局と合わせ持つということは、作業量のみならず、かなり厳しい対応が予想されると理解致しますが、私の認識に対する見解を最初に伺いたいと思います。
次に全員協議会で配布された資料によると、令和８年３月末付け時点で、全ごくの１００の市町村が認定されており、その中で１８％の、１８の小さな町が認定されております。中でも、今もって私のこの心に強く印象に残っている町は、令和２５年４月に認定された、島根県津和野町です。人口は江差町と大きな相違なく、約６，８００人です。中国地方の日本海寄りの小さな町ですが、歴史の重みを深く感じた個人的な視察でありました。机上の調査の上、行政視察など検討されて頂き、今後の参考にして貰えればと思っております。
江差町は人口減少が続き、少しの財政不安と他の政策との整合性などからも、課題もあると思いますが、事務局体制の一層の奮闘を期待しております。
更に、歴史的風致維持向上計画の決定前に、町民からの意見を募集。そして議会・教育委員会・都市計画審議会などの意見を伺うとなっておりますが、最終段階での変更は、全

かいに、全体に及ぼす影響が大きいと考えますので、走りながら事業を検討を、事業の検討を選ばなくては、な、ならないという時間的余裕のない中、かなりの検討を要し、その対応をしっかり検討すべきと考えますが、ご意見をあの、答弁を求めたいと思います。以上。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」
室井議員の江差町歴史的風致維持向上計画策定業務についてのご質問にお答えを致します。
本町が誇る豊かな歴史や伝統文化を次世代に伝承し、地域の活性化へ繋げる歴史的風致維持向上計画の策定は、今後の江差町の持続可能なまちづ、まちづくりにおいて極めて重要な取り組みであると認識しております。
議員からは、事務局を担う担当課の業務負担を懸念するご指摘を頂きましたが、え、今般の計画の策定に関しましては、関係課で構成された庁内検討委員会や作業部会を組織し、全庁体制で、えっ具体的な検討や作業を進めているほか、計画書全体の文書校正や、図表作成などは、コンサ、コンサルタント会社へ委託し、実務作業の分散と効率化を図っているところでございます。
また、国による伴走支援として、国土交通省・農林水産省・文化庁との３省庁協議もスタートしており、引き続き、事務局の過度な負担とならないよう注視して参ります。
次に先進地への行政視察の検討についてでございます。
議員から、あーご、ご紹介のありました島根県津和野町をはじめ、全国の先行自治体の成功事例や策定・運用における課題を学ぶ事は、重要な視点であると考えており、今後のスケジュールなどを踏まえ、可能かどうか判断して参りたいと考えております。
えっ最後に、計画決定に向けたプロセスについ、プロセスについてでございますが、計画の概要が整理され次第、議会をはじめ関係する皆様に丁寧な説明を行うと共に、計画の推進に関し意見を伺って参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

（議長）
室井議員。

「室井議員」
はい。えーっと一簡潔に再質問したいと思います。
まず第１点、これは１点からあの４点までありますけど、まとめて答弁されても結構で

す。計画の決定前に、町民・議会・都市計画審議会などの意見を伺うとしているが、どの段階で行うのが良いと、まっ考えておりますか。

第２点、都市計画審議会で十分な議論しなければな、ならない一つが、えぇーっと。私が前々、話しておりますけど、用途地域の見直し、と認て、にん、認識しますが、その考えはどう思いますか。

第３点、計画策定書は上限１千万円の全額が補助を受けて行うこ、事が出来るが、地域密着型の事業の組み合わせが適していると考えておりますが、その私の認識に対する答えを求めたいと思います。

第４点、この事業の大きなメリットは、当初計画期間１０年で第２期計画以降も継続可能な事です。今定例会で取り上げた参考例の津和野町は、令和５年度より第２期へ進み、現在取り組みされております。

江差町は、江差追分・北前船と言う大きな遺産があります。これらを活用していけば、す、いい、全国に誇れる、そう言うまちづくりが出来ると思いますけど、その考えをお伺いしたいと思います、以上。

「建設水道課長」

建設水道課長。

（議長）

建設水道課長。

「建設水道課長」

えー今ですね、えー室井議員から、あー４点の、お一再質問が、あーい、を、頂きました。それについて、えーお答えをさせて頂きたいと思います。

えーまず、えー１点目の、お一町民や各種委員会より、え一今後の意見を伺う段階、えぇースケジュールについてのご質問ですが、え一計画の、お一素案が、え一概ね固まる予定である、えー１１月から１２月頃の段階で、え一議会へ、えーまず中間案として、え一報告し、事前、事前の、お一情報共有、これを行いたいと思っております。

えーその後、お一年明けの、おー２月頃の段階において、え一町民の皆様を対象とした、あーパブリックコメント、おー、実施すると共に、え一都市計画審議会、え一教育委員会などの、え一各種委員会に、え一説明し、え一各種委員会からの視点で、え一計画の、お一推進に関する意見を伺いたいと考えております。

えーその後、お一各種委員会からの、え一意見を精査したものを改めて、え一議会で説明し、え一計画の推進に関する意見を、え一伺うというスケジュールを予定しており、え一令和９年３月の、お一大臣認定申請、こちらについて、え一目指して参りたいというふうに考えております。

えーそれから、あー２点目、えー、と用途地域の、お一見直しに関する、うーご質問でございますが、え一議員ご指摘の通り、え一都市計画審議会において、え一用途地域の見

直し、これは、あー議論を尽くすべき、えー大きな重要なテーマど、あるというふうに、えー町としても、お一議員と同じ認識を持ってございます。

えぇしかしながら、えー今回の都市計画審議会への説明に関しましては、えー歴史的風致維持向上計画の推進に関する意見を、こちら伺う為に開催させて頂く予定でございます。

えー用途地域の見直しにつきましては、えー上位方針である、えー都市計画マスタープランや、えー立地適正化計画などとの整合性や各種計画の見直し時期も、お一考慮しなければならないと考えております。

また、あー見直しの作業につきましては、２年から３年程度の期間を、お一要すると考えておりますので、えーその為、今回策定する本計画と同時に、えー用途地域を、お一見直しすると言う事は、実質的に難しいと考えております。

えー用途地域の見直しにつきましては、えー今後の、おーまちづくりにおける、えー喫緊の課題として、えー着手時期も含めて、えー今後しっかりと検討を進めて参りたいというふうに考えております。

えー次に、えー３点目の、お一計画策定に関する、えー補助額及び、えー計画策定後の地域密着型事業の組み合わせ、えーこちらについてのご質問です。

えー本計画の策定に関しましては、えー１００％補助の、お一上限１千万となっております。また、あー歴史まちづくり法に基づく、えー支援には、ソフト面の、お一伝統芸能などの担い手育成。えーそれから、えー歴史的風致の魅力を伝える活動だけではなくて、えーハード面の歴史的建造物の、お一修理、えー復修など、えー多種多様なメニューが用意されております。

えーハード面における国の補助率は、あー２分の１ですが、本事業の大きな特徴と致しましては、民間団体に対しましても、お一事業費の、おー２分の１を、直接、うー補助、お一金として、えー交付できる仕組みもあり、この仕組みを活用することは、あー地域主体となった歴史まちづくりの後押しを出来るものと考えております。

えー地域に密着した事業を行う事は、えー本事業の目的の一つでもあります。えー地域住民や、あー民間団体の皆様の活動を多角的に支援できるよう、ソフト・ハード両面の活用について、えー各種、うー部会においても検討して参りたいと考えております。

えー最後に、えー事業の、お一期間及び、えー北前船、えー江差追分、この計画に、いー最大限、えー活かせるのではないかと言う様なご質問かと思います。

えー議員ご紹介の、お一島根県津和野町は、えー本町と人口規模などが、あー類似しており、いー長期にわたり、実録的なまちづくりを、えー実施、いーされている、うー成功事例であるというふうに、えー認識しております。

えー歴史まちづくり法に基づく計画は、あー当初の１０年間に留まらず、えー第２期、えー第３期と、お一継続する事で、えー国から、あー重点的な財政支援などを安定して受けられる大きなメリットがございます。

えー議員ご指摘の通り、いー北前船や江差追分が、えー本町にとって、大きな素材であるという認識は町としても同様でございます。えー現在は、本計画の、おー、嚆矢となる方針を定めるべく、えー第２章の歴史的風致の、お一素案作り、こちらの方に、えー着手

しているところでございます。
　え一町と致しましても、これら歴史資源の重要性を踏まえ、え一この大きな素材を、お一歴史性のある風致として計画に盛り込む事について、え一検討して参りたいと考えております。
　まずは、あ一第１期計画の、お一確実な、あ一策定に向けて、取り組んで参りたいとかい、え一考えておりますので、え一ご理解をお願い致します。

（議長）
　以上で、室井議員の一般質問を終わります。
　次に飯田議員の発言を許可致します。

「飯田議員」
　議長。

（議長）
　飯田議員。

「飯田議員」
　え一おはようございます。（「おはようございます。」の声）
　それでは、私の方から、あ一３点に渡りまして質問をさせて頂きます。
　え一まず始めは、え一道々新地町所在の、大変危険な空き家対策についてであります。
　え一この事につきましては、え一江差停車場線、え一新地町に所在しております。ま、一部町道に面しており、歩行者・通行車両も大変危険な状態であります。え、特に、この近くには、町道の延長線上に、え一幼稚園もございまして、子供さん、そして親御さんが、大変通行量も激しく、ほんとに危険な状況にある訳であります。ま、現状は規制線が張られ、建物にはブルーシートで、まぁ簡単に覆われている状況でありますけれども、そう言う状況で、過ごせる訳ではありません。
　町として、この現状と今後の対策を、お一伺いたいと思います。

（議長）
　町長。

「町長」
　飯田議員の１問目、道々新地町所在の危険な空き家対策についてのご質問にお答えを致します。
　本件につきましては、道々江差停車場線と町道新地６号通りに面している家屋が、令和８年７月１１日に、道々側の外壁が崩落し、歩道にす、散乱した為、歩行者の安全確保の観点から、道路管理者である北海道建設管理部江差出張所が歩道にバリケードを設置した

ところであります。
　また７月１６日には江差警察署より、町道側にも破片が飛び散っているとの連絡を受け、建設水道課職員が直ちに現場確認を行い、バリケードの範囲を広げ、一部町道へも設置を行っております。
　当該、いー建物の、所有者からは、資金面から十分な修繕が困難である旨のお話を聞いており、空き家対策しと、空き家対策としての対応を確認しましたが、当該所有者が物置として使用している事から、空き家対策などの公的な補助金等の適用は困難であるのが現状でございます。
　その後７月２１日に、所有者本人により、えー壁が崩れた箇所の修繕を行ったとの連絡を受け、建設、建設水道課職員が現地を確認したところ、応急対策に留まっており、江差警察署と函館開発建、あー、あ、函館建設管理部　江差出張所が協議を行った結果、根本的な解決には至っておらず、外壁が更に崩壊する危険性が残っている状況にある為、道道側から町道側にかけて、建物から十分な余裕を持った位置に、引き続きバリケードを設置し、安全対策を講じたところでございます。
　えー今後の対応方針につきましては、一般的に物置などの建物で事故が発生した場合は、民法の規定により、その所有者が責任を負う事とされております。
　しかしながら、当該建物は、現在、えー歩行者や通行車両にとって危険な状況に、状態にある為、強風時や悪天候時などには、道路パトロールによる現地確認を行い、まずは通行の安全確保に努めて参ります。
　その上で引き続き関係機関と情報共有を図りながら、建物所有者に対して、根本的な修繕や適切な管理を行うよう要請を続けて参ります。
　また防災の観点からも、関係機関と対お、対応策について検討して参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

「飯田議員」
　議長。

（議長）
　飯田議員。

「飯田議員」
　えーそれでは再質問致します。
　ま、７月、私も現場の近くに住んでおりますんで、あの崩落の現場を見ました。まぁよく怪我で、怪我人もなく、あの程度で、えー済んだと言うふうに実感をしております。恐らく町長も現場をご覧になったと思いますけれども、ほんとに法律上、また規制、えー規則上も難しい案件である事も、私、担当課とも色々とこう、話し合いながら難しいというふうに感じております。
　しかしですねぇ、町長の公約であります、町の、町民の不幸ゼロの町を目指すと言う、

そう言う前提に立った場合ですね、やっぱり町民の安全・安心を確保していく事が、町長としての大きな責務だと私は考えております。
　これは、法律や、そういう規制の壁を超えて、政治的判断を求められる案件だと思っております。町長の積極的な行動により、道や警察等を交えて、何としてもこの案件については解決を図っていく必要があると思いますんで、町長の再度の答弁を求めたいと思います。

「建設水道課長」
　建設水道課長。

（議長）
　建設水道課長。

「建設水道課長」
　え一今、え一飯田議員から、あ一再質問と言う事で、え一今後のですねえ、え一対応と言うところの、おーご質問だと思います。
　え一今言った通りですねぇ、あの一今回の、お一事案につきましては、え一法的な、根拠と言うところは非常に厳しい、いー、というところで、え一現状いま、バ、あーバリケード、おーもしくはパトロールと、いう様な、あ一状況で、え一安全確保と、いう事に努めております。
　え一今後の対応と、いうところで、えーございますけれども、えー、ま、あの繰り返しに、いー、なる、うー形になりますが、え一今言った通り、え一議員ご指摘の通り、え一函館、え一建設管理部、そして、え一江差警察署、おーなどともですね、改めて、え一協議をさせて頂きながら、えー、そ、まぁ長期に、いーなるような、あ一現状でございましたら、えーそう言ったところと、え一検討をさせて頂きながら、え一今後対応策を、おーちょっと、おー、え一検討していきたいというふうに思っておりますので、えー、ご理解をお願い致します。

「飯田議員」
　はい、分かりました。

「飯田議員」
　議長。

（議長）
　はい、飯田議員。

「飯田議員」
はい、それでは、あー２点目の質問に入ります。
え一檜山沖洋力風力発電事業の進捗状況と今後の見通しについてであります。
え、これにつきましては、先程、お一町長の行政報告によりまして、え一、経過については、あ一詳しく、う一報告を頂きましたんで、重複する分については割愛をさせて頂きます。
えーこれまで、えぇ法定協議会で、え一色々中身については協議をされて、現状では、え一着床式の、お一法工、お一工法が、サクションバケット工法により、追加調査により、恐らく２～３年の先送りが、あ一見通せる訳であります。
私やっぱりこれまで、着床式ばっかりに、え一中心に、え一協議を進めて参りましたけれども、えっ先月、振興局におきまして、えぅー、セミナーがありまして、ま、世の中の流れは着床式よりも、浮体式に移るのではないかと。まっ一般海域に広大な風車が建設される事が見込める訳であります。現状含めて今後、やっぱり法定協議会において、浮体式もきちんと視野に入れた協議をすべきと言うふうに考えますが、町長の所見を求めたいと思います。
えーそれど、２点目でありますが、今後、工事関係者の来町により、宿泊施設の不足が懸念されます。現状でも、お一今、あ一建設作業員の方々によりまして、ほぼほぼ、町内の宿泊施設がいっぱいの状態であり、観光客の方々が、中々、予約が取りづらい。そういう状況も、健在される訳でございます。
そこで視点を変えまして、中々、新しいホテルを建設するというのは初期投資が掛かる訳でありますから、場所を見渡すと国や道の物件、アパート、職員宿舎、結構、対応年数、うー、が経ってない、建物が健在される訳であります。酷い所では、雑草に覆われて放置されている物件もあります。
私はこれは、脱炭素に向けた国の政策でありますから、町としては国や道に、きちんとやっぱりそう言う様な施設、作業員向けの宿舎に転用できるような、まぁ方策を含めて、払い下げや、そう言う部分を模索していく必要があろうと思いますが、町長の所見を求めたいと思います。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」
飯田議員の２問目、檜山沖洋上風力発電事業の進捗状況と今後の見通しについてのご質問にお答えを致します。
まず１点目の着床式の工法変更や浮体式洋上風力における法定協議会での進捗状況と言

うことでございますが、令和７年３月１９日の第４回法定協議会後は、開催されておりません。着床式の工法変更につきましては、今年８月に開催された檜山町村会副町長会議の中で国から説明があったものでございます。

行政報告でも申し上げました通り、海底の風車の固定に関して建設コスト低減が期待できる新工法、サクションバケット基礎工法の採用可能性を調査するものであり、えっ事業者の参入、え一環境を整え事業化の実現に繋げる為、追加調査を実施するものでございます。えっ今般の追加調査により発電事業者の公募が２０２８年冬以降に遅れる可能性がありますが、着実な事業の推進の為にも必要な調査として考えているところでございます。

えっ次に、浮体式洋上風力発電事業について、え一檜山沖に、においては、あ一検討を進めている段階にあります。

えー２点目。え一宿泊施設の不足と町内にある、う一国や北海道の空き施設の活用についてのご質問にお答え致します。

えー、先般開催されました、え一洋上風力発電かん、あっ洋上風力関連事業ネット、ネットワーキングセミナーでは、建設ピーク時に作業員を受け入れる宿泊施設が檜山管内で約２千人分不足するとの推計や、地元への経済波及効果が官民の取り組み次第で最大約３千億円になると言う可能性が示されております。

議員ごし、ご指摘の、国や北海道が所有する空き施設の活用につきましては、一般的には、まず、い、地方公共団体に、え一公共、公的利用の確認がされた後、だ、段階的に民間に売却または貸付されるという事となっております。

町と致しましては宿泊施設の対応につきましては、あっ地域内連携組織である、う一洋上風力推進プラットフォームにおいて、情報の共有を図り、町内における、え一活用可能な施設をリスト化の上、関係機関と協議を行って参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければなと思います。

「飯田議員」

議長。

（議長）

飯田議員。

「飯田議員」

えーそれでは、あー３問目に入りたいと思います。

え一議会冒頭、先程、お一町長の方から、え一所信表明が、あーありました。その中で、えーまちづくり懇話会、えークラフトジンの開発について、え一質問を致します。

えーまちづくり懇話会につきましては、地域別の、おーまちづくり懇話会を、か、開催するなど、町民の皆様と町が抱える課題を共有し、ご意見を伺う場を設けながら、まちづくりを進めて行く。そう言う様な、あ一表明がありました。正にその通りだと思います。

ただ、これまで例えば道の駅の通して、説明不足があったんではないかと言う質問に対

しましては、町長は一貫して議会の議論を通じて町民の皆様に理解を頂く。そう言う答弁がありました。そう言う姿勢には、今もって変わりは無いのか、それをまず伺いたいと思います。

えーそれでは、あー２つ目でありますけども、うー町有の既存施設を活用し、地場産のヒバを原料に使った、クラフトジンの開発に挑戦して参りますと。

ま、これはまあ、新しい産業として、大きく町の発展に寄与する事業も視野にいれると思います。入れると思います。これにつきまして、現在、構想段階かと思いますけれども、えー詳細な、あー構想内容を、えー質問致します。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」

飯田議員の３問目、所信表明からまちづくり懇話会、クラフトジンの開発について、２点のご質問にお答えを致します。

１点目、まちづくり懇話会の回数・開催場所等の開催内容についてのご質問でございます。これまで、まちづくり懇話会につきましては、テーマを、おー設けて、意見交換を行う形式で実施してきたところですが、選挙期間を通じて町民の皆様から、幅広く、うー、う、地域の声にもっと耳を傾けるべきとのご意見を頂いた事から、形式を変え、テーマを設けず、地域の課題や町民の皆様のご意見を伺う場として制度設計したいと考えております。

えっ具体的な開催方法はこれから調整を行う事となりますが、小学校区単位を基本に町内３から５ヶ所程度での開催を想定しております。

２点目、クラフトジンの開発についてのご質問でございます。

地方自治体における特産品開発、クラフトジンの開発による地方創生は近年、多くの自治体で注目されており、現在道内では、あっ８地域９ヵ所の蒸留所でクラフトジンの生産に取り組んでおります。

クラフトジンは、ジュニパ、パーベリーと言う木の実を素材に含むと言うジンの基本を守りつつ、通称ボタニカルと呼ば、言われる、うージンに、香りや、あー風味をつける為に、えー使われる、植物由来の原料を使用した、あ、蒸留酒となります。使用するボタニカルや生産量には特に制限がなく、その地域ならではのボタニカルを使用する事でオリジナリティを生み出せる、極めて自よ、自由度の高いお酒となります。

この様な背景の中、私は、江差町の豊かな自然や歴史的背景を活かした地域独自の特産品開発として、町長公約のひと、一つに町有既存施設を活用し、地場産のヒバを使ったクラフトジンの開発を掲げたところであります。

え一今後、道内で稼働している蒸留所から生産に至るまでの工程などの情報収取を進めると共に、林業試験場などにも相談しながら、具体的な構想案をまとめて行きたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

「飯田議員」
議長。

（議長）
飯田議員。

「飯田議員」
え一、再質問致します。
え一クラフトジンの、お一開発についてでありますけれども、私も、まっアルコール全般につきまして、大変好きな人間であります。ま、色々こう調べてみまして、ま、確かに、蒸留と言うこう施設は小規模でも、お一、出来るという部分で、道内でも、お一今、町長が報告ありました様に８ヶ所くらい。特に積丹スピリッツという事で、これは大分成功している様でありますけれども、ただやっぱり、現状では、きちんとした技術や、まずそれの確保。ま、あの、し、構想の段階でございますから、具体的なものを、まず抜きにしてもですね、まっ町民の民間の活力を活用しながら、是非ともですね、これは、あの一成功に導くべきだと考えております。
その為にも先ほど申しました町民懇話会。これにですね、きちんとやっぱりこう言う様な町の皆さんに情報を提供して、まず、この、江差町のヒバを原料としたクラフトジンのファンになって頂く。それが今後、ふるさと納税や町外に販売する上でも、大変大きな、あ一、課題だと思っております。
まず私はこの、町民に理解され、愛用されてくれる事が、ほぼほぼ事業の半分以上の成功が見込めるというふうに思っております。
このまちづくり懇話会、そしてクラフトジンの、お一製造に関して、改めて、町長の決意を、ま、構想段階でありますから、詳しい部分は別にしても、クラフト、うージンの、構想段階で結構ですので、もう一度、え一答弁を願いたいと思います。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」
え一飯田議員から、あ一再質問と言う事で、クラフトジンについてのご質問を頂きまし

た。
　え一近年ではですね、え一様々な、あー、この、お酒の開発を、お一近隣町でも進めておりますし、え一江差町ならではの何かその新たな特産品として、えっ開発は出来ないかなぁと言う事を常々考えてきたところでございます。
　えーそう言った中で先ほど飯田議員からもご指摘があった様にですね、クラフトジン、それほど大きな設備投資がなくても、取り組みが行えるという事。お一、と言うの、メリットと、また自由度が高いと言うところで、江差町らしさを出し易いというふうに考えていました。
　そういった中では、えーヒノキアスナロ、ヒバ、あーこれは正に、えーニシンと共に、この町の発展に大きく寄与した、あー物でありますし、また、あー自然、えぇー、森を大切にしながら、あーそう言った新たな特産品を開発するという事はですね、非常にこう、町民の皆さんにも理解をして頂き易いですし、江差らしさを出し易いと言う事で、今回、え一町長選挙において公約に掲げをさせて頂いたところでございます。
　あーその為の課題というのはこれから沢山あるんだというふうに思いますけれども、まずは、あーしっかり、このクラフトジンを取り組むにあたって、どの様な、あー課題があるのかという事を、お一先進地などを参考にしながら、江差町らしい、えージンの開発に取り組んで行きたいなぁと思っています。
　その上で飯田議員からは、やはり町民に親しまれる様な物ではないと駄目だという事で、仰って、おー、おられますので、その通りだなぁと言うふうに思っております。
　まずはですね、やはり地元の人、町民の皆さんが美味しいと言って、買って頂けるような商品でなければならないというふうに思っています。そうでなければ、え一広く多くの、お一観光客であったり、ふるさと納税であったりというところで活用というのは難しいのかなぁと言うふうに思っています。
　えーそう言った中で、江差らしさを出しながら、美味しい、親しまれる、えぇジンに、えージンを、おークラフトジンを開発出来るようですね、えーしっかり取り組んで参りたいですし、その事を、今、んん挑戦していくと、言う事を、お一住民の皆さんにもして頂くという事、お、お一考えて頂く、また一緒に、えぇ行動して頂くような、あ一形にしていく為には、まちづくり懇話会なども通じながら、あぁ町民の皆さんに、い一周知をしていくと言う事も大事だと言うふうに思っておりますので、え一只今、飯田議員から頂きましたご意見を参考に、え、クラフトジンにこの４年間全力で取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

「飯田議員」
　はい、分かりました。

（議長）
　以上で飯田議員の一般質問を終わります。
　１１時１５分まで休憩致します。

休憩　１１：０６

再開　１１：１５

（議長）
それでは休憩を閉じて再開致します。
次に、大門議員の発言を許可致します。

「大門議員」
議長。

（議長）
大門議員。

「大門議員」
え一、公約における子育て支援策について質問致します。
町長は公約として、中学校の制服購入費、修学旅行費の補助及び保育園の完全無料化を掲げております。これらの施策は、子育て世代の経済的負担を軽減すると共に、安心して子どもを育てられる環境づくりにも、つがるも、繋がるものと考えております。
そこで、次の３点について伺います。
１点目、三つの子育て支援策について、現在の検討状況と実施に向けて、どの様な課題があるのか伺います。
２点目、各施策を実施する場合、どの程度の予算が必要となるのか。また、その財源について、どのように考えているのか伺います。
３点目、各施策について、いつ頃からの実施を目指しているのか、現時点での実施時期の見通しについて伺います。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」
え一大門議員からの町長公約における三つの子育て支援について、現状の検討状況や実施に向けた課題、予算額や財源、実施時期についての、おーついて、えー３点のご質問にお答えを致します。

本件のうち、学校教育に関わる事項につきましては、本来、教育長からご答弁申し上げる内容でございますが、いずれも私が町民の皆様とお約した、お約束した公約ですので、わた、私から一括してご答弁を申し上げます。

初めに所信表明で申し上げ、えー、えー、述べさせて頂きました様に、子どもへの投資は町の未来への投資という考えの元、子育て支援策を町政の主要課題と位置づけ、教育委員会と連携を図りながら、スピード感をもって検討を進めて参りました。

公約に掲げた三つの子育て支援のうち、えー先行して、えー今定例会に、中学校修学旅行費補助及び保育料助成事業の補正予算を提出しており、国の重点支援地方、地方創生臨時交付金を財源に実施したいと考えております。また、制服購入費補助につきましては、令和９年度入学者を対象とした実施に向け、現在、えー制度設計等について検討を進めている状況です。

実施に向けた課題でございますが、特に次年度以降の修学旅行費補助につきましては、えっ語学力の向上や海外での経験を通じて、江差を外から見つめ直す、し、視野を養う機会となるよう海外への修学旅行も含め検討する事としており、行先や日程などの、お、大幅な変更が想定されます事から、あ、学校や保護者、旅行事業者との丁寧な調整がこれまで以上に必要になるものと認識しております。

え、次に、各施策を実施する場合の予算につきましては、先程、おー申し上げました、補正予算の事業費でいきますと、修学旅行費補助で、えー、しゅう、い、１，１９１万４千円。えー保育料助成は、あー４月から遡及し、来年３月迄の見込みで、えー６０５万５千円となっておりますが、今後の予算額につきましては、制服の価格、修学旅行の行先、保育料は世帯の所得状況などにより、毎年変動がある為、明確にお示しは出来ませんが、えぇ新たな中期財政運用方針及び財政基盤の強化策に基づきながら、事務事業の見直し等により、えー継続的に、各う、各施策を進める為の、必要な予算の確保に努めて参りますので、ご理解をお願い致します。

（議長）

以上で大門議員の一般質問を終わります。

次に出﨑議員の発言を許可致します。出﨑議員。

（議長）

暫時休憩。

ちょっと、暫時休憩致します。

休憩　１１：１９

再開　１１：２０

（議長）
え一休憩を閉じて再開致します。
え一、ち、町長より、あの一答弁の修正をしたいって事ですので。
え一、町長。

「町長」
え一、大変申し訳ございません。先程、おー、大門議員のご質問に対しまして、修学旅行費補助として、えぇ今回、えーこの後、おーご審議頂く補正予算で、修学旅行費補助で、１，１９１万４千円と申し上げましたけれども、１９１万４千円の誤りでございますので訂正させて頂きます。よろしくお願い致します。

（議長）
大門議員よろしいですか。

（議長）
はい。
え一、それでは、え一、出﨑議員、発言をお願い致します。

「出﨑議員」
私からは、２問、質問致します。
え一、一つ目。函館市の、え一連携中枢都市圏の対応について伺います。
え一函館市は６月に、道南２市１６町で構成する南北海道定住自立圏の枠組みを発展させて、え一連携中枢都市圏に移行する方針と宣言致しました。え一渡島・檜山圏域の広域連携の従来の枠組みに、え一産業振興や都市機能の強化など、より広域的な地域経営へと軸足を広げるという事のようです。
え一今後、圏域として新たなビジョンを策定し、各自治体との連携協約を来年３月までに締結し、え一同年４月の移行を目指すという事が報道されていました。
そこで、以下お伺いします。一つ目、当町において、１４年３月の南北海道定住自立圏協定後、どのように連携し、活動して来たかをまずお伺いします。
次に、今後、函館市の連携中枢都市圏に、えーどのように取り組む考えかをお伺いしたい。以上です。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」
出﨑議員の１問目、函館市の連携中枢都市圏への対応についてのご質問にお答えを致します。
１点目の、え一南北海道定住自立圏における連携活動についてでございますが、江差町では平成２６年３月に函館市と定住自立圏の形成に関する協定を締結し、函館市を中心市とする渡島・檜山の１８市町において、圏域に必要な都市機能や生活機能の確保、安心して暮らせる定住自立圏の形成を目的に連携して取り組んで参りました。
具体的にはドクターヘリの運行支援や脳疾患救急搬送体制の支援、え一運営支援など、広域救急医療体制の充実の為の取り組みや、北海道しん、あぁ、新幹線開業に伴う広域観光の推進、圏域内の交通ネットワークの形成に向けた道路整備期成会活動、職員等の合同研修等の取り組みを行ってきたところでございます。
２点目の連携中枢都市圏への移行に対する取り組み方針についてでございますが、函館市が表明した連携中枢都市宣言は、これまでの定住自立圏の枠組を維持・発展させ、圏域全体の、え一経済成長の牽引と高次都市機能の集積・強化を図ると共に、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図る事を目指すものであり、町と致しましても、函館市との連携を深めると共に、地域課題の取り組みが連携ビジョンにしっかりと反映されるよう対応して参りたいと考えており、おりますのでご理解願いたいと思います。

（議長）
出﨑議員。

「出﨑議員」
え一、再質問致します。
ま、函館市が、あの一道南自治体の中心的役割を果たすと言う事だと思います。その中には、あの一広域観光の推進で、ん一年間宿泊数１千万人を目指すとなったという事も掲げられています。
え一道南観光や渡島半島全体の防災力向上の為に、まぁ函館市の連携は、私は、推進すべきと考えております。
改正半島振興法を対象に、函館市は含まれていないんですが、まっ江差町は檜山地域の、え一、中心都市として、道南都市、市・町と連携し、奥尻島観光や渡島半島の強化に取り組んで欲しいと思うのですが、改めてお伺いします。

「まちづくり推進課長」
まちづくり推進課長。

（議長）
まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

はい、あの、出﨑議員からの再質問にお答え致します。

えー、函館市との連携に関しまして、えー主に、観光或いは防災の観点からの、おー連携強化についてのご質問かと思います。えっ観光につきましては、あー函館市では、あの２０３３年度までに、えー圏域で、えー年間宿泊者数、延べ１千万人、１千万人泊を、とする目標を掲げております。

えー連携中枢都市圏形成で取り組む、うー内容と致しましては、あー圏域全体の、おー経済成長を牽引する施策の一つに、えー戦略的な観光施策を位置づけておりまして、広域観光の推進、えー圏域の、おー観光コンテンツの磨き上げと、圏域一体となった、あープロモーションの強化、に取り組む考えと言うふうに伺って、えーおります。江差町と致しましても、函館市或いは他の市町、奥尻島も含めまして、えー連携を強化して、えー取り組んで参りたいと考えております。

えー、防災に関してでございますが、あー議員からは改正半島振興法の事も、おー触れられておりますが、半島防災の観点からも、おー道路整備或いは、あー港湾の整備含めた、あー渡島半島強靭化という事を、おー、が必要だと言うご質問だと思います。

えーこれまでも、おー定住自立圏の取り組みと致しましては、交通ネットワークの形成を位置づけまして、えー、道路等の交通インフラの整備についての要望活動を、も行ってきております。連携中枢都市圏に移行致しましても、引き続きーこれらにつきましては、施策として位置づけがされるよう進めて参りたいと考えております。

えー、港湾に関しましては、あー、洋上風力などの動きも踏まえまして、江差港の利用については、中長期的な、あー視点からのゾーニングの検討が必要と考えております。えー、半島防災の観点から、あー江差港が果たす、べき役割を踏まえまして、国など、国などに要望活動を行って、えー行きたいと言う事については、あー６月議会で、えー出﨑議員からの一般と、えー、しちも、一般質問でもお答えしている、うーところでございますが、えー具体的な活動、取り組みが、あー想定、えーされる段階でありましたら、こちらの連携中枢都市圏の、おー取り組みの中の方でもですね、位置づけをしながら、ああー、函館市と、おー共有して参りたいと考えておりますので、えーご理解をお願いしたいと思います。

（議長）

出﨑議員。

「出﨑議員」

はい、ありがとうございました。

えーと、次の質問に移ります。えー、えー、町のイベント開催について伺います。

えー町内のイベントが、えー減少してきているという事が話されています。イベントの開催は、町の活性化に必要と考えております。

８月にエコーで行われた、ほろよい盆踊りや、６月のいにしえ街道での江差バルなど、

えーなるべく足を運ぶようにして、あの見ているんですが、残念ながら少し盛り上がりに欠けるように思います。
あのイベント開催の為には、まぁ労力が要るし、と、えぇ主催者の努力には、あの敬意を表しておりますが、えー、その為にもですね、個々のイベントに対して魅力づくりや足の確保など、町民が参加し満足出来るような支援の拡充を望んでおりますが、如何でしょうか。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」
出﨑議員の２問目、町内イベント開催に関する町としての支援に関するご質問にお答え致します。
議員ご質問のイベントにつきましては、いずれも民間が主体となり、実行委員会をけ、え一組織しながら実施されたものでございまして、町と致しましては実施にあたってのご苦労やご尽力頂いた事に、え一感謝を、え一敬意を表しますと共に、町民や観光客の皆様が楽しめる場を提供して頂いた事に深く感謝しているところでございます。
えっ議員からは、個々のイベント対しまして、町の支援拡充をのぞ、望むと言うご質問でございますが、町では公共施設へのポスター掲出や町広報折込チラシ、ＳＮＳと、ＳＮＳ等を活用した情報発信支援のほか、施設やテントなど備品類の貸し出し、また、イベント内容によっては、町のまちづくり交付金の活用の助言など、イベント、お一主催者側の意向を確認しながら適宜、対応して参りたいと考えております。
え一町民は元より、来町される観光客にも楽しんで頂き、江差の魅力を広く伝える事が、あ一町の発展にも繋がるというふうに考えておりますので、町として可能な限りの対応をして参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければなぁと思います。

（議長）
出﨑議員。

「出﨑議員」
え一、再質問致します。
ちょっとあの一、私自身の事で恐縮なんですが、あの一、国内外にわたってですね、あの結構、町おこしの為のイベント見て歩く機会が多いんです。特に函館市でも色んなイベントや何かやってるんで、そういうの見て歩いた時にですねぇ、あの一やっぱり、えーその、町の活性化の為にですね、それから、リピーターの、あの町への観光客のリピーター、

えー増加の為にですね、あの、非常に有効な手段だというふうに考えてます。
　えー、あの、例えば盆踊りなどですね、あの地域おこし協力隊員が発起人になって、えー今回新たに、えー江差にぎわい創出実行委員会、も、こういうものが発足して、えー、運営してたという事なんでですねぇ。この様な、新しい動きをですねぇ、いい、大事にして、ま、えー支援を続けて欲しいという、思っておりますが、その辺り如何でしょうか。

「追分観光課長」
　追分観光課長。

（議長）
　追分観光課長。

「追分観光課長」
　はい、えー出﨑議員からの再質問でございます。
　えー、まっ今回の盆踊りにつきましては、あのー、うちの方に、追分観光課に所属している地域おこし協力隊の、あー、協力隊の一人がですね、まぁ発起人となりまして、えー、これが民間へ広がって実行委員会の発足となったところでございます。
　えーまぁこの様な動きにつきましては、非常に歓迎するところでございまして、えー担当と致しましてもですね、出来る限り、えー支援して参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

（議長）
　以上で、出﨑議員の一般質問を終わります。
　次に小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」
　はい、議長。

（議長）
　小野寺議員。

「小野寺議員」
　え、それでは、一般質問を行います。
　えー、今回二つ、うー二つとも町長に関する質問であります。
　まず最初に、えー大規模災害から町民の命と避難生活を守る防災対策をという事で起こしました。えー、三つ、うー分けて、お聞きしたいと思います。
　最初に、地震・津波だけでなく、激甚化する風水害に備え、備える防災についてであります。

ま、昨日もそうでしたが、ほんとに全国的に色んな災害が、今、起きております。近年、特に線状降水帯などによる記録的な集中豪雨が、全国各地で、え一頻発しております。で、従来の想定を超える浸水・河川氾濫・土砂災害・道路の寸断。それから、集落の孤立等と、こう言う事が発生しております。え一本町においても、こうした気象災害の激甚化を踏まえ、洪水氾濫・内水氾濫・土砂災害等の被害想定や避難経路・避難所の安全性について、従来の想定を改めて検証する必要があると考えます。え一町長の認識を伺うものであります。

二つ目に、雑魚寝を前提としない避難所、避難生活への転換についてであります。

新聞、テレビ報道を見て、いつも胸を痛く致します。あの、体育館等で避難している方々の雑魚寝であります。災害の種類を問わず、避難者の健康・プライバシー・尊厳を守る為に、これも前に議会で取りあめが、取り上げましたが、スフィア基準というものがありますが、これを参考にして、是非、江差町としても、あのマスコミ等で何度もうちただされるような雑魚寝。そういう事をさせない。避難生活環境の具体的な目標水準を設定する考えがないのか、改めて、え一お聞きしたいと思います。

ま、昨年の６月定例会でも取り上げましたが、若干、このスフィ、スフィア基準について、もう一度、おーここで、ちょっと説明したいと思いますが。こ、このスフィアって言う言葉は、地球、まっ円形と言いますか、まぁそういう、え一地球全体にこの考え方を示していきたいという事で、えーもう２０年以上前になりますか、え一人道憲章と人道対応に関する最低基準。ま、これが正式な名称で、えーあります。

え一先程も言いましたが、避難所だから我慢して当たり前と、そういう状況を無くして、最低限の生活環境を整える。まぁこれが、目指したスフィア基準でありますが、昨年の先程言いました６月定例会で、町長は私の質問に対して、江差町の地域防災計画等の見直しを行う際には、スフィア基準を参考としながら検討していきたい、まっこう言う答弁が、えーありました。えーしかし私は、これからの計画ではなくて、もう近々の課題、雑魚寝対策だと私は思っております。改めて、え一町長の、この認識についてお聞きしたいと思います。

えー、お、三つ目、えーこの問題では最後でありますが、防災庁設置、これは国で今回行われました。これを契機として、改めて地域防災計画の見直し、実効性ある予算措置について、この事を、おー二つに分けて、ちょっとお聞きしたいと思います。

えーそれで、この間のまぁ全国的、この北海道でもそうですけれども、色んな、まぁ災害、まぁそれも踏まえた、えぇ色んな見直し行われておりますけども、まぁ、直近で言いますが、北海道では２０２５年の１月、そして２０２６年の２月に能登半島地震の教訓なども取り入れた大規模な地域防災計画の修正を行っております。え一今年に入って、国で、防災庁設置、先程言いました、えぇ設置して関係法令の改正もありました。

それで、災害対策基本法これが大前提でありますが、えーこの法律で、市町村防災会議は、毎年、市町村地域防災計画に検討を加え、毎年。毎年ですよ。必要があると認める時は、これを修正しなければならないとなっております。義務付であります。

で、正に私、今、この今。各、全国的な大きな災害に基づいた色んな教訓に基づいて、

国・道が計画を見直ししております。正に今が、私は、江差町としての地域防災計画の見直しの必要性があると思います。是非、町長の見解をお聞きしたいと思います。

えーそれで最後でありますが、えー先程来、述べておりますが、このスフィア基準、これを踏まえた避難所環境の改善。これには、まぁ正直、相当の財源が必要となります。えー国の交付金等を最大限活用すると共に、必要な財源措置を国・北海道に求めて、町としても計画的に予算を確保していく考えはないのか、えーお尋ね致します。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」

小野寺議員の１問目、大規模災ばい、災害から町民の命と避難生活を守る災害対策についてのご質問にお答えを致します。

まずは、あー７月２８日発生しました熊本地震により被災された多くの皆様、また、先月の豪雨災害により被災されました千葉県を初め、石川県・富山県・福井県の皆様に対して、心よりお見舞いを申し上げます。

１点目の、げじ、激甚化する風水害に備える防災についてでございますが、地球温暖化により、近年、全国各地で頻発している線状降水帯などによる記録的な集中豪雨につきましては、従来の想定やこれまでの経験を超える、甚だん、甚大な被が、被害をもたらしており、当町においても、激甚化する風水害の備えは最重要課題であると強く認識し、しているところでございます。

議員ご指摘の通り、今般の気象災害の激甚化の状況を踏まえ、避難経路や避難所の安全性或いは、その災害に応じた避難所の開設などについても、内部での検証が必要なものと認識をしているところでございます。えー今後は、地域防災計画の見直しの時期に囚われる事なく、必要なものについては速やかに検討し、取り組んで参りたいと考えております。

尚、河川氾濫などによる浸水想定や土砂災害の被害想定につきましては、これまでも、国や北海道の被害想定を基に当町の地域防災計画やハザードマップなどで定められているものであり、今後につきましても、国や北海道との基準の見直しに合わせ、対、対応して参ります。

２点目の雑魚寝を前提としない避難所、避難生活への転換についてでございます。

災害時における避難所生活は、長期化する場合のみならず、初期段階におきましても、避難者の健康の維持やプライバシーの確保の観点からも、極めて重要な課題であると認識しているところでございます。

現在、第２期江差町災害時備蓄計画に基づき、段ボールベッドの整備やワンタッチパーテーションの備蓄・配備を順次、の、えー、うー、備蓄・配備を順次進めており、発災初

期段階から雑魚寝を極力回避できるよう準備を進めているところでございます。
　えっしかしながら、スフィア基準を参考とした避難生活環境の具体的な目標水準を町独自に設定する事につきましては、避難所となる各施設の収容面積や備蓄スペースの確保など、現実的な、あっ課題もございます。え一今後の地域防災計画の見直しにあたりましては、スフィア基準の理念を取り入れた避難所マニュアルなどの見直しもスピード感をもって検討して参りたいと考えております。
　３点目の防災庁設置を契機とした地域防災計画の見直しと実効性のある予算措置についてでございます。
　え一議員、えぇ、ご案内の通り、災害対策基本法第４２条第３項において、市町村防災会議は、毎年、地域防災計画に検討を加える必要があると認める時は、これを修正しなければならないと定めております。
　当町においても、防災会議につきましては、毎年開催し、関係機関との情報共有を図っているところであり、これまでも国の防災基本計画の修正や北海道地域防災計画の修正をふ、踏まえ、必要な見直しを適宜進めてきたところでございます。現在、防災庁の設置に伴う関係法令の改正などが進められており、北海道におきましても議員ご案内の通り、能登半島地震の教訓を反映した大規模な地域防災計画の修正が行われた事は承知しているところでございます。
　当町におきましても、来年度の地域防災計画の見直しに向けて、国や北海道における法制度や防災計画の最新の動向を精査、精査しつつ、防災庁の具体的な運用指針や北海道の新たな計画との整合性を図りながら、速やかに取り進めて参ります。
　また避難所環境の改善に向けては、え一、先に申し上げました通り、毎年計画的に災害備蓄品の整備を進めているところでございますが、これらの整備にあたりましても北海道地域づくり総合交付金を活用して、備蓄品の整備を実施しているところでございます。
　え一今後は、防災庁も創設されます事から、国の新たな支援策などの動向にも注視しながら、財源の確保に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

「小野寺議員」
　はい、議長。

（議長）
　小野寺議員。

「小野寺議員」
　え一、１・２・３点、えーそうですね。三つ、再質問致します。
　それでまず、後の方から、ちょっとお聞きしたいと思います。後と言いますか、最後の答弁のところですね。
　あの地域防災計画、まっ来年度、見直していきたいと言う話でした。ま、一般的に来年度っていう事になりますと、今迄の経験則、うー、まぁ予算措置して新年度から、え一や

りまして、まぁ１年かけて、ですから、再来年の、まぁ３月末。ですから１年半以上かなと、いう気致します。えー、まぁ止むを得ない部分もあるかもしれませんが、速やかに、今から前出し、前出しもして、まぁ予算付けは予算付けで必要かもしれませんが、来年度ほんとに、もう早くに計画を立てるという事が私ねぇ、是非、必要だと思うんです。

ちょっと繰り返しになりますが、あのー、見直しの中身。えー、ま、２年３年４年、現行の防災計画は、令和５年３月、えー２０２３年ですね。この後に先ほど言いました能登半島などに含めて、えー２０２３年、３月以降。以降ですよ。江差町の今の防災計画以降。大きな教訓を得て、でそれを、まぁ防災計画、国のですね、を見直しをして。そして北海道の地域防災計画を見直しして。毎年、この間、行われてる。国で４回、北海道で２回。まぁ今年も、えー国の、防災基本計画に書いておりますけれども。で、それを結局、反映しないままに、来年の、と言うか再来年の、４月以降の計画に、まぁ乗せていくと。で、その後にまた、色々実行の手立て。まぁそれでは遅いと思うんです。

是非、えー今、町長仰いました、来年、えーやると言う事ですけど。早い時期に見直し出来るような、えー方策で、ま、進めて頂きたい。まず、この点について改めてお聞きしたいと思います。

それから、そのー、計画の中身に当然関わってくる、先程の答弁にもありましたが、スフィア基準に基づくものです。

えっとちょっと答弁に対して、言葉、少し拘って申し訳ないんですが。えー、先ほど答弁、スフィア基準の理念を取り入れた、取り、理念、考え方、考え方取り入れるよう、ちょっと、言葉尻、捕らえて恐縮なんですけれども。ええー、北海道、先ほど言いました北海道の地域防災計画の中で、えっこの、スフィア基準の事について初めて載りました。北海道の地域防災計画。それには、スフィア基準を、ふ、踏まえた、そ、それを踏まえて避難所の見直しをしていくと。えー、まぁ正式には、スフィア基準を踏まえた避難所のプライバシー確保や、えー過密抑制など、避難所における避難生活の質の向上の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならないと言う北海道の見直しの中に入っております。

改めて、このスフィア基準の事について、えーしっかりとした位置づけをやって頂きたい。

先程ちょっと、あえて言わなかったんですけれど、スフィア基準の何なのって言う方もいらっしゃるかもしれない。例えば、例えばで言います。１人当たり、避難した場合、３．３平米は最低確保しなさい。えー畳で言うと２畳です。３人家族で６畳ですね。それを確保しなさいという事になってるんです。で、これをほんとにやろうとしたら、とてつもない、いー収容面積も必要ですし、いー、その、んん場所の確保も必要になってきます。

ですからこれは、ほんとに一朝一夕では出来る事ではない。しっかりとした、えー制度設計、そして予算付けという事がありますので、改めて、えーこの事についてちょっとお聞きしたい。

で、ちょっと三つ目。災害備蓄についても、ちょっと先程、おーありました。答弁でありました。ま、あのー計画立ててやっていると。で、その計画はこの中に載っております。この中に載っております。で、私も、何回かまぁ見たんですが、正直、先ほど言ったスフ

ィア基準で、えー則って、仮に文化会館でもいいでしょう。南が丘小学校でもいいでしょう。大規模な災害で、１００人単位で、もし避難してきた場合に、ほんとに、今ここに書いてあります。段ボールベッドだとか、色んな災害備蓄品。これで、とても足りないと私は思うんです。私はですよ。

それで改めて、えーこの対策をしっかりやって貰いたいと言う事と、もうちょっと一つ観点を変えてお聞きしたいと思います。この中にもあります。えー先ほど備蓄、まぁ自前で江差町が、まぁ揃えると言う前提の、ちょっと論議になりましたけれども、とてもそれだけでは出来ない。まぁ色んな、えー外部からの支援という事もあるでしょう。えーこの中にもありますけれども、あのセブンイレブンだとか、えー協定を結んで、えーそれを、まぁ確保すると言うのがあります。ま、こういうのは全国で進められておりますが。

あのちょっとお聞きしたいんですが、所謂、まぁ言葉で、あのローリングストック方式と、まぁ言い方、まぁするんですが。まっ要は、そういう、えー食品関係のところで、ま、賞味期限が近付いた部分の処理のする前に、ま、それも活用しましょうという事で、その方式で、え、そういう協定を結んでしっかり、それぞれの自治体と色んな、まぁ食料品関係等々と、えぇ結んでるという事あるんですけれども。

これ、ちょっと今、江差町の協定でどうなってるのかなぁって言うのが思ったと言う事と、併せて、えーたまたま新聞見てましたら、あのー、コープさっぽろ。えー今、全道展開しておりますが、ま、江差でも、えー宅配でそれぞれ届けておりますが。コープが全道展開で、このローリングストック方式を使って、それぞれの自治体と協定を結んでおります。まだ、あの道央から始まってますけれども。是非、この江差町でも、えー、まぁ江差町と言いますか、この、えー、南部檜山などを、広域に視野に入れて、えーやっております。この、えー、生協の、お一拠点もありますので、えーそういうところとも協議したらどうかなと思うんです。是非、そういう事も含めて、えー検討願いたいと思いますが、一応３点、お聞きしたいと思います。

「総務課長」

総務課長。

（議長）

総務課長。

「総務課長」

はい、えー小野寺議員の方から、あー再質問ございました。

あー３点に渡る質問ですけども、まぁ多岐に渡っておりますので、もし、えー答弁漏れございましたら、ご指摘頂ければなというふうに思います。

まずあの、お一国、いー、や道の、お一見直し、地域防災計画の見直しでございますけれども、えー見直しにあたりましては、あー業者委託、うーなどの費用面の問題、えー或いは、あー市町村の防災、いー会議を、経る必要もございます。えーまた限られた、あー

職員での対応になりますと、お一国・道の見直しとリアルタイムでの、お一防災計画の見直しについては、中々、難しい、いーところだと思ってございます。

まぁこれまでも、お一国、いー、道の大きな見直しの時については、併せて対応していきたいところでございます。え一見直しをまた来年度に、いー、したという一つの背景につきましては、え一今年度、お一気象庁の、お一防災情報の発信の形が、大きく、う一変わってございます。えーこの事も、おーございましたので、来年度の見直しを実施する事とした、あ、あーところでございます。

あぁそれから、町長、おーの先程の答弁にもございました、あっ必要な見直しでございますけども、お一町と致しましても、お一全国各地での大規模な、あ一災害があるたんびにですね、え一災害備蓄品計画などは、あ一見直しをしながら、備蓄品の整備を、お一行ってきたところでございます。

えーと具体的な例を、お一上げますと、能登半島地震を踏まえまして、え一厳冬期における災害対応として、ストーブの機種の変更、或いは厚手の毛布、整備。それから、え一厳冬期用の寝袋などの追加整備を実施してきたところでございます。

ま、あの一必要がある物については、あ一防災計画、うー、の見直しを待つ事なく今後も対応して参りたいと考えてございますので、えーご理解をして頂ければと言うふうに思います。

それから２点目のスフィア基準でございます。

え一国が定めております、う一災害、いー、のあの避難所の運営のガイドラインにおきましては、スフィア基準が避難所の質の向上の、お一指標となると、お一書かれてございます。また、あ一道が今回見直ししました防災計画でも、おースフィア基準を踏まえた、あ一避難所のプライバシーの確保、或いは過密、う一抑制など。

また、スフィア基準の理念を考慮しながら、地域の実情に応じた避難所の設備、いーを整える等を記載されてございます。

え一町と致しましても来年度の、お一計画の見直しにあたりましては、あーまた或いは、えぇ避難所の運営マニュアルにつきましても、このスフィア基準を、お一踏まえてですね、え一十分に考慮して進めなければならないと考えてございますので、えー、あ、ご理解頂ければと思います。

えーそれから、あ一備蓄品の関係でございます。

まず、ま、運用の関係でございますけども、近年の、お一実際の運用ですけども、令和４年度と令和７年度、おーに、い一避難所の開設を行ったところでございまして、えーその時に段ボールベッドなどの対応をしたところでございます。

令和４年度には、えー２００名ちょっとの避難者がおりまして、え一避難所には４０個の、お一段ボールベッドを、お一搬入し、してございます。また令和７年度につきましては、あー１２０名弱、うーの避難者がございましたけども、３０個の、お一段ボールベッドを、お一搬入して、え一全て使用した訳ではございませんけども、一部を組み立てて、え一使用さ、えーして頂いた実績がございます。

えーこの段ボールベッドの、お一備蓄品の、お一数量にあた、お一数量が足りないので、

ではないかと言うご指摘でございますけれども、えー現計画におきましては、えー最大の避難者の人数を、１，１２４人と想定してございまして、えーその、おーそれにその、人口推計を踏まえた係数を乗じて、えー各種備蓄品の数量を算出してございます。

えー備蓄品の整備につきましては、えー地域づくり交付金を活用しながら、令和５年度から計画的に、いー進めているところでございまして、えー段ボールベッドや、あー折り畳みベッドなどの数量につきましては、あー購入を完了してございまして、既に、目標数量に達成しているところでございます。

それから最後、おーでございます。

えー食料品の調達における、ま、あーセブンとの協定。えーローリングストック方式、いー、ですかって事ですが、えーセブンとの協定につきましてはローリングストック方式ではございません。えー災害時に優先的に融通して頂く、うー内容となってございまして、食料品、或いは飲料、えー日用品などを町が指定する物資につきまして、えー要請できる内容となってございます。

えー実際に令和４年度の、おー災害時に依頼を致しまして、えー被災者、あー、さ、あー避難者の、えー朝食などの対応をしたところでございます。えーと食料品に、いーで言いますと、えーサツドラとも同様の協定をしてございます。

えーそれからコープの、おー取り組みでございますけども、えー先日、道新の記事、えー確か９月の一日の記事だっだと思いますけれども、えぇ我々も承知しているところでございます。ま、協定を結ぶ事によりまして、えっ我々の食品調達の選択肢が増える事は、まぁ有効であるっていうふうに考えてございますけども、物流センターの場所、えー或いは、あー管理手数料の、もっ発生するという事も、おー記載してございますので、ま、引き続き、えー情報の収集などに努めていきたいと考えてございます。以上でございます。

「小野寺議員」

はい、議長。

（議長）

小野寺議員。

「小野寺議員」

あの、分かりました。えー、先程の、例えば、段ボールベッドを使った、２００人の避難者で４０個と言うのは、まぁ４０人しか必要ないから４０だったのか。いずれにしたって２００人で４０個と言う事は、もし十分に回そうと思ったら全然足りない数ですよね。

ま、いずれにしても、いずれにしても、こ、この数字は、もう少しほんとに、えー着実に、若しくは、えー、全面的に見直しした中での、おー備蓄って言うのが必要だと思います。

えー、まっ再々質問は致しませんが、あのー、是非、町長、副町長、この防災の問題、えー国の、防災庁を作ったからと言って、国の考え方は、災害起きたら災害起きた自治体が、自ら、えー対処しなさいと言うのが前提なっているんですよ。

こんな、こんな国ないですよ。よそは、国が基本的に対処するんです。
ですから、え一先ほど私、い、１問目の、最初の時の質問で言いましたが、国の要請の中には、あの抜本的に今の防災の在り方を見直ししなさいと。自治体任せにさせるなと言う事も含めて、是非、協力の要請して頂きたいと思います。１問目は以上で終わります。
えっと、どうしましょう、２問目入りますか。

（議長）
はい、あの、休憩致します。
え一午後１時まで休憩致します。

休憩　１１：５８

再開　１３：００

（議長）
休憩を閉じ、会議を再開致します。
それでは小野寺議員の、えー、一般質問の２問目より、よろしくお願い致します。

（議長）
小野寺議員。

「小野寺議員」
はい。それでは、え一午前に続きまして、えー２問目から入りたいと思います。
え一私、いーそうですね、あのー、役場で言うと福祉系、まっ高齢あんしん課とか町民福祉課の関係、一般質問この間、え一何回か続けております。まっどうしても、ま、私の、まっ町内会長とか、ま、ＮＰＯの関係で、日々と言っていいかもしれませんが、え一高齢者・障がい者で、６月議会は、えー、しん、まぁ精神の関係の問題もちょっと取り上げました。
えっ今回、えー、まぁ６月議会から９月議会に向けて、えー、ま、もちろん介護関係の事もありましたけれども、え一認知症に関わる、ま、方の色んな事案。えぇ私もそう、本当に勉強させられる事がありました。まぁそれも含めまして、えー２問目の問題を取り上げさせて頂きます。えーこれも町長にお聞きする事であります。
え一表題として、認知症対策をどう進めるかと言う事で、えーあります。えーま、個別の問題等は、えーもしかしたら再質問で、えーお聞きするかもしれません。まずは基本的な、え一私あんまり取り上げていませんでしたので今回。最初に、いーお聞きしたいなと思っております。
え一認知症基本法。認知症基本法と言うのが、あのー、法律であります。え一認知症の人が尊厳を保持し、希望を持って暮らす事のできる共生社会の実現を基本理念、まぁそういう、え一言い方をされて、えーおります。で、それを受けまして、市町村でも、え一認知症施策

推進計画、えーこういうものの策定、これあの努力、うー義務となっておりますが、位置づけられております。

それで、あの一方、認知症の人が本当に地域で、えー暮らし続けるという事は、介護保険のサービスだけでは中々対応できない。えー軽い方とかですね。移動、おー、どこかに行く。あと買い物。近くの買い物でもそうですねぇ。それから普段の食事。いー日々の金銭管理。あと何か先程もありましたが、えー身近なところで色んなイベントやっている。でもそういうイベントなどにも、中々社会参加出来ない。あと日々の生活の見守り。あと私、午前中に言いました防災時、どうするのか。など、本当に色んな生活課題が認知症患者の方の、方に、対応が必要となっております。

それで、現在、えー江差町では、第６期の、えー地域福祉計画の策定が進められて、えーおります。えーそして、この認知症施策、介護保険の枠内だけで捉えるのではなくて、地域福祉の課題としても私、どういうふうに位置づけているのかな。地域全体でどう支えていくのかな。そういう事について、えー色々、おー、お聞きしたい事があると。で、３点に。少しまとめて、えーお聞きするものであります。

まず一つ目。先程も言いました認知症基本法。これを踏まえて、えー町の認知症施策、うーの事について、ちょっと二つお聞きしたいと思います。えー認知症基本法の施行を受けて、江差町は認知症施策をどのように位置づけ、これまでどのように取り組んできたのか。まぁこの間の事について、ですね。

で、二つ目に、えー先ほど言いました、市町村認知症施策推進計画について、江差町はどのように策定する、お考えなのか。まっ方法論は、ま、色々あります。まぁ単独で作るとかですねぇ。若しくは、えー今、ま、地域福祉計画は第６期ですが、介護保険で言いますと、１０期の、えー市町村で事業計画を作る事になります。まぁその中に入れ込むとか、まぁ色々ありますが、えー江差町として、今、どのようなお考えでいるのか、まず基本的な事をお聞きしたいと思います。

それで二つ目ですが、先程もちょっと言いました。

中々、場面、場面では、介護保険では対応出来ないと。そういう認知症の生活課題についてお聞きしたいと思います。えーこの点も、ちょっと二つに分けてお聞きしたいと思いますが。

えー、一つ目に認知症の人が地域で生活する上で、先ほど言った介護保険サービスでは本当に対応できない。繰り返しになりますけど、移動・買い物・食事・金銭管理・見守り・社会参加、これ、こういう生活課題、町は、どういうふうに把握していらっしゃるのか。

そして、二つ目として、特に、私、まぁ町内、町内会の町内という意味ですけれども、ほんとに身近なところだとか、まぁ江差町全域もそうなんですけどもね。本当に一人暮らし、の場合、ほんとに困難があるなと思うんですけれども。えーそういう方々、ほんとに増加するなと。今、早期発見という事で、江差町も取り組みを進めております。これからも、えー強化していくんでしょうか。えーそうしますと、介護保険制度の、まぁ対象外という部分が出てきます。で、そういう課題。えー、まぁ町独自で施策を進めるとか、地域の支え合いだとか、そう言うのが必要になってきますが、ま、その点について、えーどう考えていらっし

ゃるか、お聞きしたいと思います。
３番目。えーまぁ先程来、言っておりますが、これについては、まぁ計画作りがあります。認知症の本人の意思と社会参加を尊重した計画作りについてという事で、えーお聞きしたいんですが。計画を施策を、お一進めるにあたって、えーこれは国でも、まぁ強調されているんですが、認知症の本人や家族の意見を直接聞いて、それを施策に反映する仕組み。これを言われておりますけれども、江差町として、ま、どういう、まぁ取り組みなのか。それとも、ま、もう既に終わっていらっしゃるのか、まぁお聞きしたい。
えー、で、その上でですが、第６期地域福祉計画、先ほど言いました。えーそれから第１０期介護保険事業計画等に、どのように、いーそういう方々、本人・家族の方々の、えー意見・要望等へ反映しようとしているのか、お聞きしたいと思います。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」
お、小野寺議員の２問目、認知症対策をどう進めていくかのご質問にお答えを致します。
初めに、認知症基本法を踏まえた町の認知症施策についてでございますが、あ、町では認知症基本法の趣旨を踏まえ、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを重要な政策として位置づけ、介護保険地域支援事業の中で、これまでオレンジカフェ・多種、多職種研修・高齢者見守り事業・認知症サポーター養成・耳の聞こえ相談会など、地域支援と普及啓発に取り組んできたところでございます。
次に、市町村認知症施策推進計画策定についてでございますが、今年度内の策定を予定しています。策定にあたっては、第１０期介護保険事業計画を初め、第６期地域福祉計画等との整合を図り、既存の計画と重複する部分につきましては一体的に整理するなど、当町の実情に応じた計画として策定して参ります。特に第１０期介護保険事業計画は、認知症施策を重要な取り組みの一つとして位置づけ、一体的に策定する方向で検討して参ります。
えー２点目の介護保険では対応できない認知症の生活課題についてのご質問にお答えを致します。
一つ目の認知症の方が、か、抱える生活課題について、町は、えっどのように把握しているのかと言うご質問でございますが、ご本人やご家族からの相談、地域の方々からの情報を基に把握しております。
また職員が地域へ出向き、認知症チェックツールを活用して、軽度認知症の方を早期に把握する取り組みも進めております。町全体の課題を把握する事は難しいものの、今後も地域の方々と連携し、えー生活課題の把握に努めて参ります。
二つ目の介護保険サービスの、た、対象とならない一人暮らしの軽度認知症の方への支援

についてでございますが、今年度、住民主体の総合事業に新たな枠組みを設け、地域の支え合いによる地域支援に、え一失礼しました。生活支援に繋げて参りたいと考えております。

え一３点目の認知症の本人の意思と社会参加を尊重した計画作りについてでございます。

え一認知症施策推進計画の策定にあたり、認知症のご本人や支えるご家族を含む４０人を対象に、認知症に対するイメージや安心して暮らし、暮らせる地域。必要な支援や人などについて率直なご意見を伺う調査を実施しております。

調査では地域包括支援センターや居宅介護支援事業所・グループホーム・介護老人、介護老人保健施設・養護老人ホームなどにもご協力を頂き、様々な場所にお住まいの方々のご意見を頂きました。

その結果、身近な人に相談する事や地域との交流、役割を持つ事の大切さに加え、認知症の有無で線引きするのではなく、気兼ねなく関われる事の出来る、え、居場所が必要との声も伺っております。

町と致しましては、こうしたご本人ご家族の声を施策作りの基礎とし、認知症になっても本人の意思が尊重され、地域の中で役割や繋がりを持ちながら暮らし続けられる地域づくりを進めて参ります。また、これらの意見を今後の地域福祉計画や介護保険事業計画等の策定にも生かして参りたいと考えております。

「小野寺議員」

はい、議長。

（議長）

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、あの一町長のご答弁ありがとうございます。

え一町長の答弁、あの、まぁ、私の言いました認知症の基本法を踏まえて、え一認知症ご本人・ご家族の声を、ま、施策作りの基礎とすると、そして、え一本人の意思が尊重される地域づくりを進めると。ま、そう言う答弁、え一、の内容だったと思います。

是非、これを基本に、まぁ進めて、ま、頂きたいなと思うんですが。ま、少し、その基本を前提に、え一何点か、ん一そうですね、１、２点、３点程、おーちょっと具体的な事に、ま、繋がる部分での再質問をさせて頂きたいと思います。

え一先ほど言いました、ま、この６月から９月に向けて、え一認知症の方若しくは家族との関係で色々関わり合いを、もちろん町とも、お、合わせてですがさせて頂きました。

その中で、どうしても、その個々の相談。えーそっから、し、心配な事案もあります。本当に大きな問題、いーあります。これが、まっ江差町の場合は江差町の役場に地域包括支援センターがあります。えーあと、まぁサービスという事になりますと、まあ居宅介護支援事業所、まぁケアマネさんですね、と、ま、対応する事もあります。まぁ内容によっては、かかりつけ医、医師との関係もあります。で、これが、どう組織的に対応しているのか。これ

まぁ前からも私、色々あれーどうなってんのかなぁと思う事あるんですが、今度、痛く、関わって、えー思いました。

えー本当に、こういう事案、事案。もう組織的に継続的に、えー相談に乗って解決を探る、いわばチームですね。えー私はなってない。まぁ、もしかしたら色々対応あったかもしれません。少なくとも私の経験的には、まだまだ、あの、なり、なり得てない。いーという部分があります。その点について、ちょっと率直に、えーお聞きしたい。これが一つです。

それから二つ目なんですが、えっ考えてみたら、あの一法律は作られました。それからそれに基づいて、今、国で色んな、えー推進的なものを出して、で、市町村にも計画を作りなさいというふうに来てますけれども、えー確かに中身的には、この間、えー課題になってる部分については法律でもしっかりと入れ込み、えー個々の事についても、まぁ出されてきておりますが。じゃあ、それが、本人・家族にちゃんと伝わって、で、その上で、じゃあ本人・家族が、じゃあ自分として、どういうふうにして貰いたいとかって言う、まぁよく言う、えー意思決定支援という問題であります。

これは、えー認知症に関わらず、この間、私何回か取り上げました。障がい者の問題でも、この問題あるんですが、えー実はですね、この認知症の意思決定支援について、ま、ガイドラインというのがあったんですが、もう何年も前で、あれぇ、ちょっと古いなと思ってたんですが、えー昨年の３月に、改めて、えーこの認知症の方の、ちょっとネーミングで言うと、えー日常生活・社会生活における意思決定支援、あの認知症の方に対してですね、このガイドラインが第２版として出されて、色々私、読んでみました。

えー１版からすると、かなり踏み込んだ内容になっております。つまり、意思決定支援は、本当に丁寧に、本人・家族にしなかったら駄目だよ。ま、ちょっと言いますとね。必要、あ、本人が理解できるように分かり易い言葉で、文字で、その専門的な言葉で言ったって分りませんよって言う事ですね。ゆっくり説明する。必要なら、都度、まぁ何回か繰り返して説明する。まぁ先程か、関わりは出てきますが図だとか表を使って説明する。本当に理解しているかを確認する。時間をかけてコミュニケーションする。本人の意思は時間の経過で変わる、変わり得るので、認知症の方ですからね。最初の表明だけで、えー決めない。まあー、細かい事が書かれておりました。

私これ読んでですね、あー中々、全国的には、国レベルの問題意識としては、こういう事がされてないので、改めてガイドラインで強調したんだなと。私、もちろん江差町でも、個々には、きっと頑張ってきたと思うんです。

で、改めて、私、この一意思決定支援という意味でのガイドラインですが、それに関わらずですね、普段からの認知症、本人・家族とか接する場合の基本的な対応だと思うんです。先程ルール言った観点。私、これは、えー江差町の方々、まぁ若しくは、色んなサービスの方々も当然だと思うんですが、本当にこれが実行されているのかなぁと言うのも正直あります。この点についても、えーお聞きしたいと思います。

で、最後です。えー、まっ具体的な施策と言いますか、の事について、国の方でもこの認知症カフェ。まぁ江差町ではオレンジカフェという言い方をしておりますが、この事についても、ま、強調されております。えー先程もちょっと言いましたが、早期発見。えー各地域

地域でも、今あの進めておりますし、あの一南が丘自治会でもまた、今年度もやって、えー頂きたいと要請しております。まぁそういう部分が進めば、私は軽度の、お一認知症の方も、やはり増えるでしょうと思います。

えーちょっとお聞きしたいんですが、江差町で、先ほど言いましたオレンジカフェ。えー新たな方にも参加呼びかけているとは思うんですが。で、今の見ましたら、現在月１回、２回以上の実施。なかなか、あの北部でしょうか、１ヶ所。えーこちらの町場で１ヶ所、ちょっと離れてる方だとか、車のない方だとか、中々なかなか、ちょっと大変かなぁなんて思っちゃったんですが、改めて、えー今後の事もあります。あの会場、回数とか内容について。私は、拡充の方向を検討してもらいたいと思うんですが、この事についても、えーお聞きしたいと思います。以上３点です。

「高齢あんしん課長」

高齢あんしん課長。

（議長）

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

えー小野寺議員のご質問、再質問３点頂きました。

えー１点目の相談支援体制についてのご質問にお答え致します。えーご質問頂きました通り、個々の事案によって、必要な支援や対策は異なりまして、え、その内容に応じて関係機関との情報共有や、えー支援に繋げる為の対応は行っております。一方で、えーご指摘の通り、事案によっては、関係機関との共有や具体的な対応策を講じるまでに至っていないケースもあると認識しております。

えー特に、複合的な課題を抱える、えー事案につきましては、一つの機関だけでは解決が難しい事から地域ケア・個別会議に諮るほか、ケアマネージャーが開催する、えーサービス担当者会議など、関係者が話し合う場を活用して継続的に支援していく事が重要と考えております。

また、複合的な課題には、障がい者分野の支援事業所など、介護以外の、えー関係機関との連携も重要になります。え、今後も事案に応じて関係機関と情報共有し、それぞれの役割を確認しながら、継続的に支援できる体制作りに努めて行きたいと考えております。

えー２点目の意思決定支援についてです。議員ご指摘の通り、意思決定支援においては、えーご本人が理解しやすい方法で説明し、えー十分な時間をかけて意思を確認すると共に、時間の経過や状況の変化による、ご本人の、え一意思の変化にも配慮する事が重要であると認識しております。

えー当町におきましても、認知症のご本人の方に対しては個々の状況に応じて、１対１で、えー時間を確保し、人生会議ノートなども活用しながら、ご本人の思いを丁寧に確認するよう努めております。

また、先日、認知症に関するの、調、関する調査では、ご本人とご家族の意向が異なる項目もございました。えー例えば、えー認知症である事を周囲に知って欲しいかと言う質問について、ご本人は知って欲しくないと言う意見が多い一方、えーご家族は知って貰い、見守って貰いたいという、えー意見が多くありました。

こうした事からも、ご家族への支援を充実させると共に、何よりご本人の、えー意思を丁寧に確認し、尊重する事が重要であると考えております。えー今後も関係する職員や支援者が意思決定の考え方を共有し、ご本人の意思を尊重した支援となるよう努めて行きたいと考えております。

えー３点目。認知症の、えーオレンジカフェのご質問についてです。現在、町では、２会場で、えー月１回オレンジカフェを開催しております。８月の利用者は、新地会場１３名、水堀会場１１名で、えーモルックやエンディングゲーム、制作レクレーションなどを通じて、参加者同士の交流を図ると共に、認知症への理解を深めて頂けるよう取り組んでおります。

えー今後、認知症の早期発見・早期対応が進む中、身近な地域で気軽に参加できる場の必要性は、更に高まるものと認識しております。えー現在の開催状況では十分とは、えー考えておらず、えー今後は、町内の介護福祉施設や医療機関など、えー専門職が所属する関係機関にも協力を呼びかけ、地域のニーズを踏まえながら、身近に通えるオレンジカフェを少しずつ、増やしていきたいと考えております。えーご理解頂けるよう、よろしくお願い致します。

「小野寺議員」

議長。

（議長）

小野寺議員

「小野寺議員」

えーっと、あの、これで質問、終わりますが。あの町長、副町長、あの、この間、あの一例えばネクストイノベーション、あの一参加されて、色々、えー、一緒になってやって行こうと言う事で町の姿勢、本当に私、あの素晴らしいなと思うんですが。

色んな機会を通して、えー町長、副町長も今、あの個別の問題はともかく、全体としての江差町の計画作りの中に、えー是非、えー、ま、町長、副町長も、あの、こう力を入れて、えー進めて頂きたいなと思っております。どうぞよろしくお願い致します。これで、質問を終わります。

（議長）

以上で小野寺議員の一般質問を終わります。

次に、塚本議員の発言を許可致します。

「塚本議員」
議長。

（議長）
塚本議員。

「塚本議員」
え一私からは、本定例会、え一町長の、お一所信表明を受け、えーこん中より、３点程の、おー、質問項目を今回の定例会で、え一提案、え一提出しております。
まず１問目ですが、再生エネルギーの、お一活用についてであります。えー、ま、現状では檜山沖の、お一洋上風力、まぁ促進区域に、いー決まってから、中々、え一事業者公募が、あの一動き出せない。思ったより、え一遅れているというような状況にありますが、今年度、お一江差町地球温暖化対策実行計画（事業、事務事業編、区域施策編）、これらの更新を行うとしております。
エネルギーの、お一地産地消や、え一地域、新電力会社の設立を視野に、え一検討するとしておりますが、具体的に、いーどのような事をお考えになっているのか、お伺い致します。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」
塚本議員の１問目、再生可能エネルギーの活用についてのご質問にお答えを致します。
議員ご指摘の地域新電力は、自治体や地元企業が中心となって、小売電気事業者を設立し、地域の再生可能エネルギーを活用して電力の地産地消や地域活性化を目指すものでございます。
今年度、江差町地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）の更新を行う事としておりますが、更新にあたっては、私の公約に掲げたエネルギーの地産地消を目指した地域新電力会社の設立の実現に向けたプロセス等を含め、え一検討して参りたいと考えています。
当町と致しましても、地域新電力により町民への電気の供給体制を構築し、町民の暮らしの向上に努めると同時に、災害に強いまちづくり、環境に優しいまちづくりを進めて行きたいと考えております。
えー、そ、その為にも、パートナーとなる民間企業との連携を図り、地域新電力会社に、の設立に向け、着実に取り組みを進めて参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければなぁと思います。

（議長）
塚本議員。

「塚本議員」
え一再生エネルギーの活用につ、ついてでありますが、えー、ただ地域で、あの一作った電源を、まぁ代表し、地に、ただ届けるっていう事だけでなくて、地元に、その恩恵をいかに、あの一還元して行くかという事が非常に、えーこれからの大きな課題となると思いますので、えー、まぁこれらも含めた地域の地産地消、十分あの検討されて、住民にも、お一檜山沖の、お一洋上風力があって、こんなに還元されるのは、という様な事業を是非展開して頂ければなと思います。
続いて２問目の一次産業の担い手不足に対してであります。一次産業の、お一担い手不足が、より深刻な状況となっているのは、ご存知の通りであります。農業者の、農業従事者の中心的な年齢は、既に６０代を超えてきており、まぁ漁業者においても、まぁ若干、若いのかもしれませんが、同様な傾向があるのかなぁと思っておりますが。あ一新規就農者に、いー、まぁ期待するのはもちろんで、え一現在行っている地域おこし協力隊、えー、これも非常に有効だというふうに思っておりますが、中々こういう人がたの数には限定されるところがあるのかなと思っております。
逆にもう既に、え一間もなくリタイアする人。場合には、もう一般的な定年組って言うような年齢。５０代６０代の帰農とも考える制度があってもいいのかなと思っております。中々この一、くらいの年代になると国とか、まぁ主に国ですが、せ、政策的な支援というのは中々ない、そのように私も考えていますが。
大きな収入を得るんじゃなくて、まぁ例えば年金プラス農業の収入だったり、え一年金プラス、まぁ磯周りっていうんですかね、小さな小規模漁業者。まあ、こういう様な方法で、え一収入を得る方法もあっていいのかなぁと思ったりもしております。
え一新規の、お一若手・担い手の定着ももちろん必要で、で、ありますけども、ある意味、中年或いは一部高齢者に差し掛かった人がたについても、新たな担い手対策として視野に入れた支援を検討してみるのも如何かと思いますが、町としての考え方をお伺い致します。

（議長）
町長。

「町長」
塚本議員の２問目、一次産業の担い手対策についてのご質問にお答え致します。
ご指摘の通り、一次産業従事者の高齢化は進んでおり、令和８年４月１日現在の平均年齢は、農業者が６８．３歳、え一漁業者が６３．８歳となっております。特に農業者は５０代以下の割合が２５．４%となっており、漁業者の３７．０％を大きくし、下回っている為、え、えー、下回っている為、より担い手対策が喫緊の課題となっております。
こうした状況を踏まえ、町では地域農業を担う新たな人材を確保すべく、令和７年１月に

地域おこし協りょ、地域おこし協力隊の募集を行い、５月より埼玉県出身の当時２４歳男性１名を採用したところであり、現在当町での就農を目指し、町内農業者を手伝いながら営農に関するノウハウを学んでいるところでございます。

議員からは、あ一年金プラス、う一農業・漁業での副収入といったご提案も、お一ありましたが、町の現在での、現ざ、現時点での考え方と致しましては、一次産業分野における担い手対策を進めるに当たっては、特段の年齢制限もなく、３年に渡り国の財政支援を得ながら計画的に準備を進められる地域おこし協力隊制度の活用は、有効な手段の一つであると判断しており、え一現在、新たな隊員の募集に向けて調整を進めているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

（議長）

塚本議員。

「塚本議員」

え一中年・高齢者の、お一担い手っつうのが、中々、え一制度的にも面倒かと思いますが、まぁ場合によっては、こういう、担い手制度もあってもいいのかなぁと思っておりますので、今後も、高齢なってから地域に戻って来て、場合によっては親の面倒見るっていう方も私の近くにおりますし、そういう方が農業の担い手の一部を担うという方法もあっていいのかなぁと思いますので、今後も、これらの活用方法については、ご検討頂ければと思っております。

え一続きまして、３問目に入らせて頂きます。え一中期財政運営、え一方針及び、い一財政基盤強化に向けた取り組みの策定についてであります。本年度、新しい道の駅が令和９年度開業に向け、建設が進んで来ております。

ちょっと訂正をお願いしたいんですが、今後、大きなガードって書いてますが、これハードの間違いですので、訂正をお願いしたいと思います。

まぁ今までの継続事業で、え一ハード事業は、まだ、ありますけども、新たなハード事業が、今後、暫らく無いものと考えております。まぁ人きょう、人口減少が続く中でも、年々様々な、ぎょうけ、行政コスト、これらが上昇してき、してきている中で、住民サービスを低下させずに財源の基盤をどう、どのように、え一安定化させて行くのかっちゅうのは、大きな課題であると思いますので、えーそれらの、お一手法について、お伺い致します。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」
塚本議員の３問目、中期財政運営方針及び財政基盤強化に向けた取り組みの策定についてのご質問にお答え致します。
えーご承、ご承知の通り、え、現行の町の中期財政運営方針及び財政基盤強化に向けた取り組みにつきましては、今年度末をもって計画期間の５年間を完了するところであり、現在、向こう５年間の新たな計画策定に向け財政シミュレーションの分析把握を進めております。
今後におきましても、掲げた財政ほ、えー、財政方針に基づき、健全化判断比率や財政負担の平準化に留り、留意の上、規模内容についても十分に検討しながら計画的な事業執行に努めて参ります。
また人口減少社会の進行に伴って町税や地方交付税の減少が予測される中、昨今の物価高騰により、人件費や扶助費、物件費等が上昇しております。限られた資源を最適配分する観点では、社会情勢や住民ニーズの変化に合わせて、より良いサービスに繋げられるよう前例踏襲に捉われる事なく、ゼロベー、ゼロベースから事務事業を見直して参ります。
加えて人件費や委託費等の一般財源支出を抑制し、事務効率化と省力化を図る事で捻出された経営資源を行政サービスで循環させる為、業務のデジタル化と行政のＤＸを進めて参ります。更に人口規模や利用実態など、地域の実情に応じた施設の最適配置についても重要な視点となりますので、町有施設の統廃合は現実的な選択肢に入ってくるものと考えております。
一方で歳入強化策についても、積極的に取りくな、取り組まなければなりません。
新・道の駅の開業、その先の洋上風力発電事業を好機と捉え、新たな返礼品開発によるふるさと納税の増額を図ると共に、来訪者が新・道の駅と下町・上町を巡回し、楽しんで貰える仕組み作りや、交流人口の増加を見据えた飲食業に対する支援策を講じる事で、経済成長による税収増の好循環に繋げて参ります。
また、ガバメントクラウドファンディングを含めた企業版ふるさと納税の獲得、基金の債券運用の検討、使用料・手数料の見直し、町有地の売却など、多様な歳入確保策についても積極的に取り組んで参ります。
こうした歳入歳出の基盤強化策を両輪で進め、取り組む事、と、取り組む事によって、住民サービスを維持向上しながら、中長期的な視点で持続可能な財政基盤を構、構築して参る所存でございます。
本年度中には今後の財政見通しを明確にした上で、具体的な財政基盤強化策を取りまとめ、議会及び町民の皆様にお示ししたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

（議長）
塚本議員。

「塚本議員」
まぁ現時点での、お一新たな大型の、お一事業、目に見えるものはそんなに無いんですが、まぁインフラ等の整備に対しても、今後、多額の、お一費用が、え一必要な場面が、十分出

てくる可能性があると思いますので、まぁ財政をしっかり安定させる為の努力を今後も継続して続けて頂くようにお願いして終わります。

（議長）
以上で塚本議員の一般質問を終わります。

（議長）
次に池内議員の発言をきょ、許可致します。

「池内議員」
議長。

（議長）
池内議員。

「池内議員」
はい。え一議長のお許しを頂きましたので、一般質問を、あーさせて頂きます。
質問に入る前に、え一先般、熊本県で発生した地震により被災された、え一皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。また、この災害により尊い命を亡くされた方々に、謹んで哀悼の意を表しますと共に、ご遺族の皆様には心より、お悔やみを申し上げます。被災された地域の１日も早い復旧・復興を心からお祈り申し上げます。
さて今回、え一町議会議員として初めてこの場で、一般質問に出させて頂きます。えー１議席をお預かりし、え一町民の皆様の代表として、その責任の重さを改めて感じております。また議員として経験は浅いところではありますが、町民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、町民の、今そして、これから、え一考えながら一つずつ、え一真摯に取り組んで参りたいと思っております。
え一本日は、その思いを込めて質問をさせて頂きます。理事者の皆様には、率直かつ前向きなご答弁をお願い申し上げ、一般質問に入りたいと思います。
えーそれでは私から３点、質問させて頂きます。
まず１点目、え一町職員等の服務規律の徹底と組織的な再発防止についてであります。え一照井町政が４期も、４期目を迎えるにあたり、町政を支える町職員を初め、え一関係団体において、服務規則やコンプライアンスに関する事案が見受けられております。
行政に対する町民の信頼は、一朝一夕に、え一築かれるものではありませんが、一つの不祥事によって、大きく損なわれる事があります。その為、問題が発生した際に、当事者に対する処分や個別の対応を行うだけではなく、何故その問題が起きたのか。その背景に、組織としての課題は無がったのかを検証し、同様の問題を繰りかす、繰り返さない仕組みをつくる事が重要であると考えます。
また、ハラスメントに、え一関係する事案が、あ一現在は発生しておりませんが、えーそ

のハラスメント事案に関する相談の、お一窓口等々につきましても、お一組織的に、適切に対応できる仕組みをつくる事が重要であると考えております。

そこでお伺い致します、１点目。えーこれから、これまで発生した職員等の服務規り、規律やコンプライアンス等に、え一関わる事案について、町として、その原因や背景をどのように分析・検証し、その結果を再発防止にどのように生かすのか、お伺い致します。えーまた、ハラスメント、お一等々についても同様の、えー、え一防止の仕組みを併せてお伺い致します。

２点目、え一町職員や臨時職員に対する服務規律及びコンプライアンスの徹底について、現在町としてどのような取り組みをしているのか。また、通知や注意喚起、研修等を実施するだけでなく、その取り組みが職員１人１人に十分に浸透し、実際の行動に繋がっているのか、その実効性をどのように確認・検証しているのかお伺いします。

３点目、服務上の問題を未然に防止する為に、管理職が日常的に職員との意思疎通を図り、職場の現状や職員の変化を把握し、問題の兆候を早期に捉える事が重要であると考えております。そこで、管理職による、え一職員の状況把握や問題を早期に発見し対応する体制について、現在どのような仕組みとなっているのか。えーまた、その仕組みが実際に機能しているのか、実効性を、え一町としてどのように把握・検証しているのか、お伺い致します。

４点目、え一服務規律やコンプライアンス、うー、に関わる問題、更にはハラスメントに、えー、関する事案を未然に防ぎ、発生した場合にも適切に対応する為に、え一職員個人の意識だけに、え一委ねるのではなく、組織として、え一継続的に機能する仕組みを整えている事が必要であると考えます。そこで今回の防止策として、え一服務規律やコンプライアンス、ハラスメント防止に関する、え一研修の充実、職員が安心して利用できる相談・報告・通報体制の整備、更には管理職の役割と責任の、を、明確化し、より実効性のある、え一再発防止の仕組みを構築する考えがあるのかを、お尋ね致します。

５点目。えー５点目、え一服務規律に関わる問題が繰り返され、れる事は、町政全体に対する町民の信頼に関わる問題にあります。町民かい、町民から信頼される行政組織をつくる為、町長として今後どのように組織を改、改善し、再発防止に取り組んでいくのか。その決意を伺います。以上です。

（議長）

ちょ、ちょっと待ってください、池内議員。

「池内議員」

はい。

（議長）

池内議員、あのー、今、あ一質問したんですけれども、通告にないハラスメントとかの部分についても質問しましたが、その部分については、通告してないので、答えが出ないと思いますので、その辺は、ご了承願います。

「池内議員」
はい、分かりました。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」
池内議員の１問目、町職員等の服務規律の徹底と組織的な再発防止についての、おー、ついてに関して、えー主に５点についてご質問を頂いております。
まずは近年、職員による不適正事務などを服務上の問題が繰り返し発生している事に対し、町政の責任者として極めて重く受け止めており、町民の皆様に対して深くお詫びを申し上げるところでございます。
１点目の、過去の処分事案の原因分析と再発防止への活用でございますが、え、これまでも事案が発生するごとに検証を行い、事案発生に至った要因を可視化し、再発防止に向けて、江差町職員不祥事防止行動指針などの見直しや追記を行い、全職員に周知を図ってきたところでございます。
えー２点目の服務規律、コンプライアンスの徹底の取り組みについてでございますが、職員１人１人が公僕としての意識づけが必要なものと認識しているところであり、今後も必要に応じて行動指針の見直しや他の自治体の取り組みなども参考にしながら、全職員が高い倫理観を持って職務に専念できる環境を整えて参ります。
３点目の管理職による職員の状況把握、早期対応体制についてでございますが、不祥事の芽を早期に積む為には、現場を統括する管理職の役割が極めて重要であると認識しており、これまでも課長会議を開催する都度、事務の未執行や遅延などについて確認をしてきたところでございます。
なお今回の教育委員会での事案につきましては、管理職自らが当事者となったものである事から、役場庁舎内の係長以下の一般職に対しまして、えー特別職との面談も実施したところでございます。えー今後も引き続き、風通しの良い職場環境作りに繋がるよう管理職に対する研修なども検討して参ります。
４点目の研修・相談・通報体制などについてのご質問でございますが、えー職員研修につきましては、先月、函館市役所で実施された事務ミス防止研修へ中堅職員が参加したところであり、今後もそれぞれの立場に応じた研修に積極的に参加させて参りたいと考えております。
また職員からの相談・通報体制などの窓口を設置する事につきましては、小規模な自治体になればなるほど設置が難しいものでありますが、どのような形・方法ができるのかにつき

まして今後内部で議論して参りたいと考えております。
　えー５点目の私の決意についてでございます。町政に対する町民の皆様の信頼は、町民１人１人の誠実な事務執行の積み重ねによって、え、得られるものであると認識しているところでございます。
　今後も私から、私、自らが先頭に立ち、職員との対話を重ねながら、風通しが良く、お互いに支え合い、律し合える健全な組織風土を築き、町民の皆様から再び信頼して頂けるよう、誠心誠意取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思います。

（議長）
　池内議員。

「池内議員」
　はい。え一町長から、私が先頭に立って取り組むと言う答弁がございました。えーその言葉を、お一是非、実効性のある取り組みに繋げていって頂きたいと思います。中々、あの一、一つの事案で、今まで築き上げてきたものが崩壊するという事のないように、一つ、お願いをしたいと思います。
　えー、続きまして、えー２問目、えー、に移りたいと思います。
　えぇ委託事業の評価と見直しについてど言う事で、えー、お伺いを致します。え一町が実施している委託事業等々について伺います。え一町では、あー、様々な分野で外部への委託事業が、え一行われ、私は委託そのものを問題視している訳ではありません。専門的な知識や技術を活用する為に、え一或いは行政だけでは対応できない難しい業務を進めるにあたり、え一外部への委託が必要な、あ一場合が、ある事は十分理解しております。
　しかし、重要なのは委託して業務が終了したと言う事で、その事業そのものまで、え一完了した事には、えーしてはいけないと言う事です。何の為にその事業が行われ、どのような成果を目指し、そして、え一実施した結果、町や町民にどのような効果があったのか。これらを検証し、その結果、え一次年度以降の事業の継続改善に、え一繋げ、えー、て行くという判断に、が、必要であると。
　え一特に、え一今後、え一新・道の駅かもめ島や風力発電等、町の将来に関わる大きな事業が進んで行けば、その関連する、う一調査・計画、え一コンサルタント等々、様々な委託事業が、あ一増えてくる事も考えられます。だからこそ、今の段階で町として委託事業を、どうのように管理し、評価し、見直していくのか、その仕組みを明確にしておく、え一必要があるのではないでしょうか。
　そこで５点、えーお伺い致します。
　一つ目、え一事業の立案目的の設定、委託内容の決定、事業の実施、え一実施後の成果の評価、更に次年度以降の見直し、一連の流れについて、え一最終的な、あー、え一責任と仕組みをどう、おー、なっているのかお伺い致します。
　２点目、委託事業の実施後、その成果・効果について、え一現在どのような基準、どのような手続きによって、え一評価・検証されているのか伺います。

えー３点目、えー、え、そうした評価を行った結果を次年度の予算編成や、え一事業の継続・改善・縮小・廃止といった判断に、具体的にどのように反映しているのか、お伺い致します。

えー４点目、こうした評価や見直しを、それぞれ、え一担当課や担当者の判断だけで、に、任せるのではなく、事業の目的設定、成果指標、え一評価基準、え一事後検証、そして見直しの基準を盛り込んだ町として、統一的な指針やルールを整備する考えはなん、ないのか、お伺い致します。

５点目、町がどのような責任体制のもとで事業を実施し、え、どのような、え一評価を行い、その結果を次の政策判断に、え一予算に反映させているのか。えーこれは行政内部だけでの問題ではなく、予算を審議し、行政をチェックする、え一議会によ、に、とっても、重要な情報であると考えられます。こうした、え一事業の、お一体制や、評価、あ一見直しの仕組みについて、えー、え、議会に対してもこれまで以上に明確に説明する必要があるのではないかというふうに思いますので、え一町の見解をお伺い致します。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」

池内議員の２問目、委託事業の評価と見直しについてのご質問にお答えを致します。

業務を継続的に改善していくマネジメント手法として、事業目的をしっかりと持った上で、中で、計画・実行・評価・改善のＰＤＣＡサイクルを回していく事の必要性については、議員と同じ認識でございます。

今後における新たな道の駅開業や洋上風力発電事業を見通した中で、事業の効果を厳格に検証し、財政の健全性を維持していく観点で、施設管理を主（おも）とし、主（しゅ）とした、委託業務全般に係る事業評価手法について、ご、５項目のご質問を頂いておりますのでお答え致します。え、委託事業に限定せず町政策全体としてご答弁させて頂きますので、よろしくお願い致します。

えー、ん、ご承知の通り、町は最上位計画として総合計画を策定しております。総合計画は、町のあらゆる施策を網羅しているものであり、分野ごとに、これまでの実績や、今後に向けた基本方針と具体的な取り組みを掲げ、それぞれに成果指標を設定しており、進、進捗状況につきましては、毎年度、町の総合計画検証委員会へ諮問し、事業評価を重ねているところでございます。こうした事業評価の仕組みは、各個別計画におきましても同様に設けられており、これらは外部委員や業務委託等による事業評価を踏まえ、適切なタイミングで見直しを行っております。

他方、町の仕事を進めるにあたり、当町では事務事業単位で予算を管理しております。事

務事業の執行に当たっては、予算要求から決算認定に至る一連の審査・評価プロセスによって、事業の必要性や妥当性を精査しており、次年度以降、必要な見直しを図っております。

次に、担当課ごとの判断に任せない統一的な、し、評価指針の整備意向についてでございます。町におきましては、ご、ご質問のような一律の評価基準を盛り込んだガイドラインは備えておりませんが、財政基盤強化に向けた取り組みにおいては、見直しの視点として、公益性や必要性、効率性、費用対効果や代替手法などといった項目を明確に掲げております。職員にはこうした視点に基づき、各事業の企画・立案・評価に当たられるよう共通認識化を図っております。

このように当町では、既定の仕組みづく、仕組みづくりを通じて事務事業の現状や効果を十分に分析・把握できる体制が既に整っているものと捉えており、また当町のような行政規模であれば、新たな事業評価制度を、え一構築せずとも、各担当課が現場の状況や事業効果を的確かつ迅速に把握できる強みがございます。

今後にお、おきましても関係課との連携と情報共有を密にし、住民ニーズを的確に捉えつつ多様な視点による評価を受けながら、今ある仕組みを徹底して機能させ、事務事業の改善を継続して参りたいと考えております。

最後に、事務ひょう、え一事業評価の仕組みに関する説明責任につきましては、あっ、う一説明につきましては、これまで同様に議会の皆様への、せ、説明はもちろんの事、町ホームページ等を通じ、住民の皆様にも広く公表して参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

（議長）

池内議員。

「池内議員」

はい、ご答弁ありがとうございます。

えー、ま、再質問ではないのですが、え一教育委員会では、あ一外部評価委員の点検評価報告書というものを、お一作っておりますが、あー、まぁ、私の言わんとしているところは、え一教育委員会の部局でもやっているんであれば、ぜひ統一的な、あー、あー、パターンで、町長部局もこういったもので、え一外部の評価を受けたらどうですかと言う事の提案でございますので、えー、えー、その辺を、おー、仕組みづくりを持つ事をご検討頂ければと思います。

続きまして、えー３問目に、え一参ります。

えー３問目、え一進化する江差を見据えた３０年後の観光戦略についてという事で、えー、えっ町長はこの度、町長選挙において４期目の当選を果たされました。新たな町政をスタートされます。

一方、今回の選挙では、町の将来や、え一新・道の駅江差かもめ島を始めとする今後のまちづくりについて、町民の中から様々な意見が示されたものと受け止めております。え一選挙の結果は結果として、尊重されるべきものではありますが、同時に異なる意見を持つ町民

の声にも耳を傾けながら、町全体として将来の、お一方向性を共有していく事が、４期目の町政において重要ではないかと考えております。町長は「進化する江差」をキャッチフレーズに挙げ、３０年後の江差町を町民が、あー想像し語り合えるような町政を目指して、えー、目指しているものと受け止めております。私は、え一今後の照井町政において、特に観光が重要な政策の柱と、柱の一つになっていくものと信じ、感じております。

だからこそ、新・道の駅についても、これからの、えー、賛成反対という議論だけで、に留まるのではなく、計画を進めるのであれば、町民にとって、より良いものにする為に何が必要なのかという、その、え一議論を進めるべき時期に来ていると考えています。

私は、え一今から３６年前、観光に携わる仕事をしておりました。え一当時は、当時を振り返ると、江差には、え一観光客が１００万人以上訪れ、開陽丸記念館には年間１５万人、いー、の方が訪れた時代がありました。昭和３７年に建設された江差追分会館を初め、文化会館、え一行政組合の本部庁舎、江差町役場庁舎、え一町民野球場、開陽丸記念館、町の主要施設や、え一観光交流施設が次々と整備され、今振り返ると、江差のまちづくりが大きく進んだ時代でもありました。私自身その時代の江差の観光に携わった１人として、多くの観光客で賑わった江差の姿を実際に見てきました。

しかしながら、それから３６年が経過し、人口減少や旅行形態の変化、交通環境、観光客のニーズの変化など様々な要因があると思いますが、現在、かんい、え一開陽丸記念館の年間来場者数は、年間１万２千程度と認識しております。かつて開陽丸には１５万人、年間訪れていた時代を知る者として、え一現在の状況を見ると、私はここに、これからの江差の観光を考える上で、非常に重要な課題があると感じています。何故、いつ、ん、何故、かつて多くの人がおと、訪れていた江差の観光が、現在の状況になったのか。これは過去の観光政策を批判する為に申し上げているものではありません。むしろこれ、これまで、何、何が人を江差へ呼び込み、社会環境や旅行形態が変化する中で、何が通用しなくなったのか。その経過を検証する事が、これから新しい観光施策を作る上で必要なのではないでしょうか。

その大きな転換期となるのが、現在計画されている新・道の駅であると考えています。

現在、開陽丸記念館の年間来場者数が１万２千である一方、え一新・道の駅については、え一昨年来、説明会において、え一年間９万６千人を見込んでいると、えー、考えを、えー、聞いております。現在の開陽丸記念館の利用者数の、お一数字だけ見るとおよそ８倍。しかし、え一想定、え一来場者数を、え一現実的ではないと否定するつもりはありません。何故なら３６年前、開陽丸は１５万人訪れ、江差町内には１００万人以上の観光客が訪れた時代があったからです。江差には、それ以上の人を惹き付け、惹き付てきた歴史・文化・自然・食、そして観光資源があります。だからこそ、え一私は、この、え一想定来場者数を単なる施設の利用者目標ではなく、江差の観光をもう一度作る、作り直す為の一つの目標として貰いたいと思います。ただ施設を新しくすれば、自動的に。

（議長）

池内議員。

「池内議員」
はい。

（議長）
あの一、簡潔に、もうちょっと質問通告書に従って、もうちょっと簡潔になりませんかね。

「池内議員」
簡潔に。はい、分かりました。
え一、はい、失礼しました。であれ、で、えーお聞きしたいのは、あ一中長期的な観光、え一戦略を策定する考えはあるのか。
新・道の駅、え一開業前から具体的な誘客、再訪問施策を準備しているのか。その辺をお伺い致します。

（議長）
池内議員。質問通告書には、１番目で、ひとつ、ひと、１項目で２点。２項目で３点、質問ありますが、その辺きちんと、もう一度、お願い致します。

「池内議員」
え一、い、まず、う一大台として１点目の、新・道の駅の、お一施設利用者をどう維持、え一増加させるか。これの中長期的観光戦略を策定する考えはあるのか。
え一、二つ目、え一新・道の駅開業前から具体的な、あ一誘客、え一再訪、んっ、再訪施策を準備しているのか。
大きな二つ目、え一新・道の駅の施設を利用、利用し、施設利用者を町全体にどう、え一回遊させるか。
１点目、新・道の駅から追分会館、え一、れ、歴まち、かもめ島、え一商店街、飲食店、宿泊施設へ誘導する仕組みを作っているのか。
２点目、観光客の滞在時間の延長、え一町内消費、リピーター獲得に繋げる具体的な観光戦略を構築しているのか。
最後に、更に渡島・檜山管内との連携をし、広域的な観光支援に繋げる戦略を持っているのか、以上５点お伺い致します。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」

池内議員からの３問目、観光戦略に関するご質問にお答えを致します。

初めに新しい道の駅に関連して、利用客者す、え、利用者数の増加に向けた観光戦略や誘客再訪施策に関するご質問でございます。

利用者の増加に向けた施策に関しましては、道の駅の集客の要は飲食物販の充実であると認識しており、運営事業者には、民間のノウハウを生かした訴求力のある商品提供・品揃えを期待すると共に、実績データに基づく需要予測施策の組み合わせにより、道の駅の魅力の向上と利用者の増加に繋げて頂きたいと考えております。町と致しましても事業者と密接に連携を図りながら対応して参りたいと考えております。

また、観光戦略につきましては、観光地域づくり法人であります北海道江差観光未来機構において策定しているところでございまして、え、現在は令和９年度からの新たな戦略について策定作業を行っているところでございます。

え、次に、道の駅の来訪者を町全体にどう回遊させるのかのご質問でございます。

道の駅を訪れる方々が、道の駅の施設単体で完結するのではなく、他の観光施設や、き、既存の商店街等への人流の促進を図り、地域全体に経済循環を生み出していく事が重要であると考えております。道の駅内に設置される観光案内所において、か、え一追分会館や、いにしえ街道、かもめ島、商店街、飲食・宿泊施設への人流に繋がるよう幅広く周知を図って参ります。

また事業者グループからはガイドツアーの造成など、まち歩き回遊促進による消費拡大、既存商店、え一既存市街地への人流促進などの計画も示されているところでございます。更に事業者グループが開催している町民参加のみんなでつくる道の駅プロジェクト会議においては、江差、江差の魅力を楽しんで頂けるプログラム作りにも取り組む事としております。

町と致しましても、道の駅を核に上町・下町・商店街にあるスイーツの店舗との連携などに取り組んで行きたいと考えており、今後、施策の具現、具体化に向けて事業者側とも協議を進めて参ります。

また、これらを通じて観光客の滞在時間の延長や町内消費、リピーターを増やすなど、併せて取り組んで参ります。

え、最後に、渡島・檜山管内の連携による広域的な観光振興に関するご質問でございますが、江差観光コンベンション協会においては、松前・上ノ国・江差による、うー北海道歴史クラブでの観光ＰＲ事業や、道南の自治体や企業が参画する新幹線活用推進協議会による渡島・檜山管内周遊企画の実施など、広域連携による観光振興を推進しているところでございまして、今後は道の駅設置自治体による周遊連携についても、検討して参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

「池内議員」

議長。

（議長）
池内議員。

「池内議員」
ありがとうございます。
え一町長から具体的な方向性をお示し頂きました。え一、是非その考えを開業前から具体的な取り組みに繋げていって頂きたいと思います。
え一、最後に一言、お一申し上げますと、まっ３０年後は、私は多分、この世にはいないかと思いますけども、是非、３０年後の未来を語り合える江差を是非作って頂きたいというふうに思いますので、これで終わりです。

（議長）
以上で池内議員の一般質問を終わります。
次に、小梅議員の発言を許可致します。

「小梅議員」
はい。

（議長）
小梅議員。

「小梅議員」
はい。えーと最後、小梅でございます。えーと私からは２問、質問させて頂きます。
まず、ふるさと住民登録制度活用についてを伺います。この制度は、新たな繋がりの輪を広げ、温かく楽しい、人と街の関係を育み、行くったら行くってだけの地域でなくって、帰れるんだっていう地域が増えるような、そういうところを作りたいという総務省の新しい事業です。
どこも、高齢化と人口減少が進み、今後の地域活動の遂行も危惧されている中で、関係人口とか交流人口の拡大が、ゆ、重要視されています。幸い、江差町には歴史ある伝統のお祭りや江差追分など、関係人口や交流人口を繋げる文化や要素がたくさんあって、今もしっかり根付いています。そんな繋がりを大切に、なが一く継続出来るきちんとした仕組み作りが必要だと思うのですが、この制度を利用し、するの、江差町ではこの、ふるさと住民登録制度の活用をどのように考えていますか。
また、この近隣町村などで活用されているところはございますか。お聞きします。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」
小梅議員の１問目、ふるさと住民登録制度活用についてのご質問にお答え致します。
議員ご指摘の通り、本町におきましても、少子高齢化や人口減少に伴い、地域行事や伝統文化の担い手不足、更には運営の継続性が懸念されている状況にあります。こうした課題に対し、本町が誇る姥神大神宮渡御祭や江差追分と言った豊かな歴史・文化遺産に強い思いや繋がりを持つ方々を一歩踏み込んだ関係人口と捉え、持続可能な地域づくりに繋げていく取り組みは重要であると考えております。
ふるさと住民登録制度は、地域外に居住しながらも特定の自治体と継続的な関係を持つ意思のある方をふるさと住民として登録・可視化し、専用アプリ等を通じて情報提供や地域活動への参加を促す仕組みであり、関係人口の創出や担い手確保の為の有効な手段の一つであると認識しております。
現在、国におきましても制度化に向け、モデル事業として専用アプリの利便性についての実証を進めている段階であります。北海道においても、モデル事業の採択を受け希望する自治体と連携しながら、モレル、モデル事業に取り組んでいるところであり、檜山管内では、奥尻町がモデル事業の採択を受けているほか、上ノ国町と厚沢部町も、えー北海道と連携してモデル事業に取り組む意向であることを確認しております。
江差町と致しましては、国や北海道、他の市町村の動向・取り組みについて、情報収集に努めると共に、江差ならではの強みを生かした効果的な仕組みの構築について、先行事例なども参考にしながら検討を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

（議長）
小梅議員。

「小梅議員」
はい、ありがとうございました。えーとー、実は最近です。９月４日の北海道新聞だったんですが、えーと関係人口を増やし、まちづくり、都市と地方に生活拠点を持つ、２地区居住の推進との見出しで、胆振管内厚真町の方、の、取り組みが紹介されておりました。ああ、これも、今の制度の一環なのかなぁと思いながら見てましたが、まぁその土地によって、考え方や方法は色々あるでしょうが、どうぞ江差町でも繋がりを大事にして、あのーまちづくりを進めていってくださるようにお願い致します。
それでは２問目に行きまーす。配食時の見守り支援事業についてでございます。
４年前から始まった事業で、高齢者に配食、お弁当ですね、を届けるときに、安否確認を行うという江差独自のやり方で、包括支援センターの７年度事業報告を見ても、利用者は増えていて、あー良かったなと思って、安心して、感心しておりました。

ところが最近になって、当の利用者さんの家族から、９月末迄で弁当を届けて貰えなくなるので、これからどうしたらいいんだろう、困ってると言う深刻な話を聞き、驚きました。

食べる事は、生きる為の基本で大事なことです。次に代わる事業者さんはいるのでしょうか。また、今後の支援対策はどのように考えてますか。お聞きします。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」

小梅議員の２問目、配食時の見守り支援事業についてのご質問にお答え致します。

配食時みま、見守り支援事業につきましては、し、７月末現在１０名の方が登録されており、高齢者の安否確認と食の確保を兼ねた重要な事業であると認識しております。現在、２事業者に事業を担って頂いておりますが、今回、１事業者が、えー９月末をもって事業を終了する事となり、今後は１事業者となる見込みです。

この為、町と致しましては、利用者の方が引き続き安心して見守りと食事の提供が受けられるよう、町内の飲食店等に協力をお願いし、新たな事業者の確保に努めて参ります。

また、現在配食のみを実施している事業者にも引き続きご協力を頂きながら支援体制の維持を図って参ります。

えー更に今後は、はい、配食時による見守りに加え、食べる事をきっかけとして、外出や交流に繋がる支援も必要と考えており、えー地域で既に実施している地域食堂などが、総合事業における通所型サービスとして担ってい頂ける可能性を考え、新たな取り組みを創出し、食事・交流・見守りを一体的に支える仕組み作りを進めて参ります。

高齢者にとって食べる事は、生活の基本である事を踏まえ、地域の事業者や町民の方々と連携しながら、安心して地域で暮らし続けられる支援の充実に努めて参りたいと考えております。

（議長）

以上で小梅議員の一般質問を終わります。

（議長）

以上で、今定例会に通告のありました一般質問は全て終了致しました。

これで一般質問を終結致します。

（議長）
日程第８、報告第１号、令和７年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題と致します。
報告内容については、お手元に配付の通りですので、説明を省略し、直ちに質問を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）
質疑希望ありませんので報告第１号については、以上で終わります。

（議長）
次に、日程第９から日程第１７については、令和７年度江差町各会計決算認定でありますので、認定第１号、令和７年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第９号、令和７年度江差町公共下水道事業会計決算の認定についてまでを一括として、議題と致します。提案理由の説明を求めます。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
ただいま一括上程となりました認定第１号、令和７年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、及び認定第２号から第７号までの令和７年度各特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第８号、令和７年度江差町水道事業会計決算の認定について、認定第９号、令和７年度江差町公共下水道事業会計決算の認定についてでございます。
９会計の、えぇ、歳入歳出決算につきまして、地方自治法第２３３条第３項及び地方公営企業法第３０条第４項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。
認定第１号から９号まで、ご審議の上、ぎ、認定頂きますよう、よろしくお願い致します。

（議長）
以上で提案理由の説明が終わりました。
お諮りします。
ただいま一括議題となっております認定第１号から認定第９号につきましては、議長と監査、し、委員である小梅議員を除く９名の委員で構成する、令和７年度江差町各会計決算審査特別委員会を設置してこれを付託し、閉会中の継続審査とする事にし、また審査に当たっては、地方自治法第９８条第１項の規定による検閲検査の権限を特別委員会に委任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）

異議なしと認めます。

よって認定第１号から第９号については、令和７年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託する事に決定致しました。

決算審査特別委員会開催の為、１４時４０分まで休憩致します。

休憩　１４：１７

※　決算審査特別委員会の開催（議場）

再開　１４：４０

（議長）

休憩を閉じて再開致します。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告致します。

（議長）

委員長に塚本議員、副委員長に小野寺議員が互選されました。

また、決算審査特別委員会の開催日程につきまして、１０月の１３日から１５日の３日間との事ですので、付せて（正：併せて）ご報告致します。

（議長）

日程第１８、承認第１号、令和８年度江差町一般会計補正予算(第５号)の専決処分の承認を求める事についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

（議長）

町長。

「町長」（提案説明）

承認第１号、令和８年度江差町一般会計補正予算（第５号）の専決処分の承認を求める事についてでございます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により別紙の通り専決処分を致しましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

江差町議会議員補欠選挙に係る経費につきまして、令和８年６月１６日付をもって専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

（議長）

財政課長。

「財政課長」

それでは承認第１号について、補足説明させて頂きます。

議案書９ページの補正予算構成表をご覧下さい。江差町議会議員補欠選挙です。本件につきましては、去る７月１２日に執行されました江差町長選挙に出馬する為、現職議員１名が６月１５日付で辞職された事に伴って執行する事となりました、便乗補欠選挙に係る事務経費です。選挙立会人報酬や職員人件費、投票用紙及び掲示板制作費等の所要の経費を措置しました。

告示日までの期間が短く、早急に選挙事務を進める必要がありました事から、６月１６日付で専決処分したものでございます。補正額は３１５万２千円、全額一般財源です。

尚ご案内の通り、補欠選挙は無投票となりました事から、本件補正予算額の多くにつきましては、今後の議会におきまして、減額補正させて頂く予定であります事を補足致します。

説明は以上です。ご審議の上、ご承認頂きますようよろしくお願い致します。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
承認第１号、令和８年度江差町一般会計補正予算（第５号）の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。よって承認第１号については原案の通り承認されました。

（議長）
日程第１９、承認第２号、令和８年度江差町一般会計補正予算（第６号）の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
承認第２号、令和８年度江差町一般会計補正予算（第６号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。
地方自治法第１７９条第１項の規定により別紙の通り専決処分を致しましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。
海岸し、漂着物緊急対策事業に係る経費につきまして、令和８年８月２４日付をもって専決処分したものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。

「財政課長」
財政課長。

（議長）
財政課長。

「財政課長」
それでは承認第２号について、補足説明させて頂きます。議案書２３ページの補正予算構成表をご覧下さい。

海岸漂着物緊急対策事業です。定例会資料１も併せてご覧下さい。
本事業につきましては、本年７月１０日から２２日にかけて、低気圧や前線による大雨の影響で、町内海岸線に大量の流木等が漂着しましたところ、９月上旬から始まる秋サケ、ちょう定置網漁や日常の漁業活動に当たり、再流出による漁船・漁具の物的損害や人身事故を未然に防止する為、漂着物を波の影響を受けない陸側へ移動させると共に、今後のていこう、天候状況を踏まえ、適時のタイミングを見計らい廃棄処分するものです。
本件専決処分に係る補正予算につきましては、秋サケ漁の為、急がれる漂着物の陸側への移動に係る業務委託費を措置したものです。
住民の財産を守る緊急対策に当たり、ほせ、え一予算の補正を行う必要がありましたので、８月２４日付で専決処分したものでございます。
補正額は４２３万５千円、財源内訳の同支出金は、本年６月４日付で交付決定を受けました北海道海岸漂着物等地域対策推進事業補助１，９３０万２千円のうち、所要分を充当しました。尚、漂着物移動に係る委託業務につきましては、８月２７日付で町内建設業者へ発注済みとなっております事を補足致します。
説明は以上です。ご審議の上、ご承認頂きますようよろしくお願いを致します。

（議長）
以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）
質疑希望ありませんので質疑を終結致します。
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
承認第２号、令和８年度江差町一般会計補正予算（第６号）の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。よって承認第２号については、原案の通り承認されました。

（議長）
日程第２０、議案第１号、江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、及び日程第２１、議案第２号、江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、関連がありますので一括議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
ただ今、一括上程となりました、議案第１号、江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、及び議案第２号、江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。
児童福祉法等の一部を改正する法律の一部施行及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令、並びにこども性暴力防止、性暴力防止法の施行に伴い関係する条例の一部を改正するものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

「町民福祉課長」
町民福祉課長。

（議長）
町民福祉課長。

「町民福祉課長」
えー、それでは、一括上程となりました、議案第１号及び議案第２号につきまして、補足説明をさせて頂きます。
え一議案書につきましては、３３ページから４２ページ、え一定例会資料は3ページから３４ページの資料２と資料３となります。え一今回の改正につきましては、児童福祉法等、国の関係する法律などの改正により、国の基準に準じて条例を改正するものです。
え一資料３ページからとなります。資料２の新旧対照表をご覧下さい。
議案第１号の改正内容につきましては、これまで国家戦略特別区域に限られていた満３歳

以上限定小規模保育事業が、全ての自治体で実施可能となった事に伴う改正となります。
主な改正内容ですが、新旧対照表３ページの第２条、ら、第６号において、これまでの小規模保育事業を満３歳未満小規模保育事業に改め、第６号の２として、今回新たに実施となる満３歳以上限定小規模保育事業を加えております。
また、第１１号の２として教育認定子ども、第１１号の３として満３歳以上保育認定子ども、第１１号の４として保育認定子どもの各用語の定義を加えているものです。
以下、各条における改正内容は、え一先ほど説明致しました満３歳以上限定小規模保育事業の開始に基づく基準の新設や用語、条文の文言整理等であります事から、説明につきましては割愛をさせて頂きます。なお現状、当町におきましては、小規模保育事業を実施している事業所はございません。
え一次に、資料２５ページからの、え一資料３、議案第２号の主な改正内容につきましては、え一議案第１号と同じく、満３歳以上限定小規模保育事業の実施に伴う文言追記や整理を、第６条第１項第３号、第６条第７項、第１８条第６号、第２７条で改正をしております。
え一次に、特定理学療法士等１名限定となりますが、保育士とみなす事が可能となった事に伴う改正で、え一第２９条、第３１条、第４４条、第４７条のそれぞれ、第４項、第５項として基準を新設しております。
え一最後に、国のこども性暴力防止法施行に伴い、性暴力等から児童の適切な保護の為、児童対象性暴力等の防止を新たに１３条で、え一規定をさせて頂いております。
え一議案第１号、第２号の条例の施行日は、いずれも公布の日からとするものですが、議案第２号の第１３条に規定している児童対象性暴力等の防止につきましては、国の法律施行日と同様の令和８年１２月２５日からとなります。
以上が補足説明となります。ご審議方よろしくお願い致します。

（議長）
以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありますか。

（「なし」の声。）

（議長）
質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第１号、江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。よって議案第１号については、原案の通り可決されました。

（議長）

次に議案第２号、江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。よって議案第２号については、原案の通り可決されました。

（議長）

日程第２２、議案第３号、江差、令和８年度江差町一般会計補正予算（第７号）についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」（提案説明）

議案第３号、令和８年度江差町一般会計補正予算（第７号）についてでございます。

今回の補正につきましては、かもめ島入口町有地舗装等整備工事など１６事業の補正のほか、２事業の財源更正の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億１６２万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８１億５，９５４万円とするものでございます。

また併せまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

（議長）

財政課長。

「財政課長」

それでは議案第３号について、補足説明させて頂きます。

議案書４５ページの補正予算構成表をご覧下さい。初めに、かもめ島入口町有地（姥神町１番６）舗装等整備工事です。資料４を併せてご覧下さい。

現在かもめ島入口に接する一般国道２２８号において、環状交差点ラウンドアバウトによる交差点改良工事が行われておりますが、国道歩道部と隣接する「江差旅庭　群来」横の町有地についても、アスファルト舗装により改良後の国道の状態と調和させ、今後の多目的利用を図ると共に、新・道の駅開業に向けた環境整備の為、既設の観光案内看板を撤去します。補正額は２８６万円、全額一般財源です。

次に、令和７年度障害者自立支援給付費道費負担金返還です。

本件につきましては、関係法令に基づく負担金の額の確定に伴い、既に交付を受けた金額との差額分を返還するものです。補正額は５３２万５千円です。全額一般財源となります。

次に各種統計調査です。

本年５月１４日付で、北海道より各種統計調査費市町村交付金の交付決定を受けましたところ、本年度の執行見込みの見通しがつきました事から、事業予算内におきまして、不足する消耗品費に対して人件費の不用額を移し替えるものです。同科目内の人件費から物件費への移動となりますので補正額は０円となります。

次に関連がございますので、５事業を一括して説明させて頂きます。

対象事業につきましては、医療費助成システム改修（オンライン資格確認対応（ひとり親））、国民年金システム改修（制度改正対応）、医療費助成システム改修（オンライン資格確認対応（重度））、障害者福祉システム改修（オンライン資格確認対応）、医療費助成システム改修（オンライン資格確認対応（子ども））です。これらは、マイナンバーカードの利用による各種医療費に係る医療機関での手続きの簡略化、及び国民年金に係る育児期間中の保険料免除手続きの制度改正に対応する為のシステム改修です。

補正額は、それぞれ記載の通りでして、５事ごう、の５事業を合計して３５７万３千円となります。

財源の国庫支出金、計１１７万１千円につきましては、本年８月３日付で内示を受けました、医療費助成自治体システム改修費補助金となります。

なお国民年金システム改修に係る補助金につきましても、今後、事業費が確定した段階で交付を受ける見込みです。

次に少し戻って頂きます。こう、後期高齢者医療広域連合負担金です。

本件は、後期高齢者医療広域連合への令和８年度市町村療養給付費負担金の決定に伴い、予算額を減額補正するものです。補正額はマイナス８８４万６千円、全額一般かい源、一般財源となります。

次に４段下の、物価高騰対応子育て支援保育料助成事業と関連がございますので、この表の一番下から２段落目の物価高騰対応、中学校修学旅きょう、旅行費補助の２事業を一括して説明させて頂きます。資料５と６を併せてご覧下さい。

いずれも、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯への経済的支援策として行うもので、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用致します。

保育料助成事業につきましては、町内に住所があるゼロ歳児から２歳児を監護する保護者に対し、当該児童に係る町立保育園、町内私立認定こども園又は町外保育施設の保育料を全額助成するものです。対象期間は、本年度分全て保育料の全額納付が確認できた保護者に対し、本年１０月下旬と来年４月下旬の２回に分けて助成金を交付します。対象者は２３世帯２４人を見込みます。補正額は６０５万５千円。

修学旅行費補助につきましては、町内に住所があり、町立中学校へ通う３年生の保護者に対し、当該生徒に係る修学旅行費の全額を補助するものです。本年度の修学旅行は、江差、えー中学校、江差北中学校、おー、の両校とも、東北方面へ２泊３日、ひた、えー１人当たりの旅行費は６万円前後。対象者は３２人を見込んでおります。補正額は１９１万４千円。

尚これらの２事業につきましては、４期目の町長公約として掲げたものでございまして、大門議員の一般質問でご答弁申し上げました通り、来年度以降につきましても、財源対策を含め、制度設計に検討を加えながら、せ、継続させて頂きたく考えておりますので、ご理解のほど重ねてお願いを申し上げます。

次につきましても関連がございますので、２事業を一括してご説明させて頂きます。

きれいなまちづくり推進及びその４段、んー、その、下４段目の海水浴場運営です。

これらにつきましては、承認第２号でご説明致しました通り、海岸漂着物に係る道の補助金が交付決定された事に伴って、既存予算を財源更正するものでございます。補正額はそれぞれ記載の通りです。

次に再生可能エネルギー等活用基金積立です。

本事業につきましては、本日、行政報告致しました合同会社ユーラス江差風力様からのご寄付によるもので、寄附意向に基づきまして、持続可能な脱炭素、脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを進める為、寄附金の全額を江差町再生可能エネルギー等活用基金へ積み立てるものです。補正額は１６０、うー、万円です。

次に農業競争力、うー、強化農地整備事業です。

本事業につきましては、水堀地区における道営による農業基盤整備事業に係る用排水路整備にかか、うー、に対する地元負担金を支出するもので、道の事業予算要求後、資材費高騰等に伴って、町負担額が増額変更になった事により不足する事となった予算額を措置するものです。補正額は４６８万８千円。財源の地方債につきましては、過疎対策事業債となっております。

今回の事業費の変更に伴って地方債補正も併せて行いました。４９ページに第２表を記載しておりますのでご確認ください。

次に海岸漂着物緊急対策事業です。

本事業につきましては、本日、承認第２号でご説明致しました、えー同事業を増額補正するもので、今後において、陸側へ仮置きした漂着物を収集廃棄処分する為の業務委託費を措置、計上しました。補正額は１，６３３万５千円。財源は記載の通りです。

次に町道除雪対策です。

今冬の歩行者及び自転、自動車の安全確保の為、除雪作業員の人件費、融雪剤、防雪柵等の資材、資機材及び北部地域の除せい、除雪委託費等を措置します。

補正額は6，６８３万３千円、全額一般財源です。

最後に朝日町民体育館ストーブ取り替えです。資料７をご覧ください。

経年劣化によるＦＦ式温風ストーブ本体の更新調達となります。補正額は１２８万６千円全額一般財源です。

以上、一般補正１８事業の補正額の合計は１億飛び１６２万３千円となりました。財源内訳は記載の通りです。これで補足説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いを致します。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望はありませんか。

（「なし」の声。）

「小野寺議員」

はい、議長。

（議長）

小野寺議員。

「小野寺議員」

えっと一点だけです。今、一番最後に説明ありました、ちょっとストーブの関係。

え一資料７を読むとよく分かる。先程の説明がちょっとよく分かんなかったんですが、４台ある内、結果的には、どういう事なんですか。１台はもう使えないので、３台を取り替えると。つまり４台あったけれども、１台は仕方がないと言う意味なんでしょうかね。ちょっとそこら辺、教えて下さい。

それと併せてなんですが、これ結局１５年以上経過してるから、いわゆる、その一、よくある点検、色んなものあるでしょうけど、例えばこのストーブＦＦ、もう１５年も経ったらきっと、一定の経、経、年数経っちゃってるから、点検っていう事はないのかもしれませんが、どういう点検になってるんですか。で、これ、たまたま動かそうと思ったら動かなかったって意味での点検不良という事なんですね、きっとね。いやちょっと分かりません。教えて下さい。

で、関連でちょっと、お聞きします。関連、あー、そっか、ごめんなさい、そっちですよね。ちょっと関連でお聞きします。こういうＦＦ式の温風機、あの過去何回か、似た様な事が起きた時に私、動かなくなってから壊れてから取り替えるっていう事をやめなさいねってゆった事あるんですが、そもそもどうなってるんですか。

あの一例えば、私、南が丘ふれあいセンターにあるんですけど、あれ１５年以上ですよね。建ててからきっと替えてないのかな。いや、よく分かんないんだけどね。そもそも、温風機ストーブそのものもそうですし、タンクもそうですし、地下の埋設、物もありますね。その一連の施設って１５年２０年ってどうしてるのがなと。あの、が、ごめんなさいね。費目で言うとちょっとこっちなんですが、関連で、もし手元に資料なかったらよろしいです。私ちょっとね、費目が違うので、あの関連でないって言われたらあれですから、もし分かれば教えて下さい。

「社会教育課長」
社会教育課長。

（議長）
社会教育課長。

「社会教育課長」
えー、ただ今、あ、小野寺議員から質問がありました、あー朝日町民体育館のストーブ取り替えでございます。
えー、えー全４台、えーある内のですね、えー１台につきましては、え一令和６年度に、え、改修、取替をしてございます。
で、今般、え一昨年度、えー１台故障している事から、あー今冬における、う、ストーブ、うー４台を稼働する為に１台を取り替えをするものでございます。
え一残り２台につきましても、おー、え一今、あーお話のありました通り、１５年以上経過している事から、今後、まっ財政状況も見ながらですね、え一取り替え等について検討して参りたいと思っております。
え一点検等につきましては、大変申し訳ございません。えーと把握してございません。申し訳ございません。

（議長）
財政課長。

「財政課長」
えーと、私からは、え一関連質問で、ま、町有施設全体という事での今、ご質問でした。ですので、少し答弁が及ばない部分があるかもしれませんけれども、まぁその辺ご承、ご了承頂きながらの、お一答弁とさせて下さい、よろしくお願いします。
私が把握している部分では、やはりその、んーと、まず財政課で言いますと集会施設、うー児童館、含めてまあ１５程の施設ございます。で、今、小野寺議員、仰いましたように、え一社会福祉施設とすれば、町民福祉課で、え一例えば南が、南が丘ふれあいセンター或いは水堀コミュニティセンターとあります。

で、一方で、ほん、今回質問のありました通り、体育館だとか、まぁそれぞれ、えー、所管が分かれておりますけれども、うー、い、一般的には大きな施設になると、おおー、保守点検業者に委託をした中で、えー消防設備等の関連する業務の中でですね、１年間通じて、えー点検を、保守点検をして頂いていると。その際、発見した不備につきましては業務報告として上がってきており、必要な予算措置、予算要求に繋げていっていると言うのがこれ実態でございます。

一方また、またあの、おー小規模な施設、まぁ集会施設等につきましては、例えば、わ、我が課の方に、いー、関して言いますと、やはり管理人さんから、さんからの通報等によってですね、えー適時、えー、ご報告を頂いた中で、えー担当課がそれぞれ、えー、まっあのー給油業者だとかを通じながらですね、ま、給油されている業者さんもストーブとかを日常見てますので、そういった横の連携、えー、あまぁ或いは管理人さんからの連携、業者さんからの連携を元にして、適時の対応を取らせて頂いていると。これがあのー、大まかな、こう実態になっていると言うふうに把握してますので、ご理解頂ければと思ってます。

「小野寺議員」

はい、議長。

（議長）

小野寺議員。

「小野寺議員」

大体、私が想、想像していた通りなんですが、要はですねぇ、きちっと行政側としての決まった方法論で検査してる訳じゃないんですよ。で、中々ちょっとね、言いづらい事なんですが、関係業者から、やーちょっと心配だよねって言う事も聞く事ありますよ。

なので、多分何か起きない限りは、それから、いや今すぐ取り替えなきゃなんないっていう程でもなかったら、いやちょっと経、年数経ってるけどねぇ心配だねぇと思っても多分そのまんまですよねぇ。

冬場、使ってる時に壊れてしまったら間に合わないですよねぇ。なので一定の古い所は、本当に早め早めに定期点検して、で、駄目な物はちゃんと前もって早めに直して行くと。取り替えるという事でもしないと、またまた同じように使えなくなってから慌てて処置するという事にならないでしょうかね。

きちっとした何か方法論、小、若干小規模の、えー施設の、そういうストーブについても、さっき言ったタンクだって結構ボロボロなの、ありますよねぇ。まして、見えないところ。あの灯油の、配管ちゅうんですか、なども含めて。ある、ぎょ、本当に心配だってゆってましたね。心配だって。で、もしコメントあれば。

（議長）

財政課長。

「財政課長」
はい、あの一仰る部分ではですね、あの、今言いました通り、日常的な連絡体制については先程のような関係者間で出来ていると。で、結果その直す対応につきましては、まぁ担当職、担当課となりますか担当課が予算要求前にはですね、所管する施設の方をきちっと見て頂いて、そして、えー、それらが、えー集合された形で我々、予算、んー査定と、いう段階を経ていくんですけれども、その際にはですね、細かなヒアリング等を通じておりますので、えー、まぁ予算の配分も含めて、緊急性或いは代、えーと一代替する手法と言うかですね、それが、全て言ってしまえば、全く機能が、あー、そ、その施設そのものが駄目なのかだとか、そう言うところをですね、つぶさに、えー把握した中でですね、今後も予算査定の方で対応して行きたいと言うふうに思ってますので、ご理解を頂ければと思います。

（議長）
他に希、質疑希望はありませんので質疑を終結致します。
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第３号、令和８年度江差町一般会計補正、補正予算（第７号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。よって議案第３号については、原案の通り可決されました。

（議長）
日程第２３、議案第４号、令和８年度江差町介護保険特別会計補正、予算（第１号）についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長

「町長」（提案説明）
議案第４号、令和８年度江差町介護保険特別会計よ、補正予算（第１号）についてでございます。今回の補正につ、つきましては、令和７年度介護保険給付費負担金等精算に伴う返還金の補正をお願いするものでございまして、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ２，０４１万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２億１，１１１万８千円とするものでございます。
これによりまして、介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、サービス事業勘定と合わせまして、歳入歳出それぞれ１２億１，５７２万２千円となるものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

「高齢あんしん課長」
高齢あんしん課長。

（議長）
高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」
えーそれでは、議案第４号について、説明させて頂きます。議案書６５ページの補正予算構成表で、ご説明致します。え一事業名は、令和８年度介護給付費負担金等精算事務でございます。
介護保険会計の財源である国庫道費公費負担分は、毎年度終了後に清算事務が行われるもので、令和７年度の公費負担額を精算した結果、受領済み額を精算額が下回った為に生じた返還金の補正をお願いするものでございます。
え一記載にあります通り、返還金２，０４１万８千円の内訳につきましては、国に対する返還金として、介護給付費国庫負担金分１，１６３万７千円。地域支援事業費国庫交付金分２６４万６千円。道に対する返還金として、介護給付費道費負担金分は１１３万７千円。地域支援事業費、道費交、交付金分は１４７万１千円。社会保険診療報酬支払基金として、介護給付費交付金分は１９２万８千円。地域支援事業交付金分１５９万９千円となっており、補正額の財源は、全額一般財源で繰越金を充当するものでございます。ご審議方よろしくお願い致します。

（議長）
以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）
質疑希望ありませんので質疑を終結致します。
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第４号、令和８年度江差町介護保険特別会計補正予算（第１号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。よって議案第４号については、原案の通り可決されました。

（議長）
日程第２４、議案第５号、令和８年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
議案第５号、令和８年度江差町公設卸売し、え、卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）についてでございます。
今回の補正につきましては、今春供用開始しました公設卸売、公設地方卸売市場の移転改築事業費や、北海道地域づくり総合交付金の額が確定した事により一般会計立替分の返還に係る補正予算の増額補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ３７７万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、５，３２５万５千円とするものでございます。
具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

「産業振興課長」
産業振興課長。

（議長）
産業振興課長。

「産業振興課長」
えーそれでは、え一議案第５号について、え一補足説明させて頂きます。議案書７７ページの、え一補正予算構成表をご覧下さい。
え一今回の補正につきましては、え一公設地方卸売市場移転新築事業に係る一般会計繰出金３７７万円を補正するものでございまして、全額、国道２２８号線かもめ島入口交差点改良工事に係る物件移転補償金を充当するものでございます。
卸ふり、おろ、卸売市場の移転新築事業につきましては、可能な限り、えー、ちょ、町の持ち出しを抑えたい事から、え一国からの移転補償金のほか、移転新築工事には、え一道の地域づくり総合交付金も活用させて頂く事で進めてきたところでございます。
え一国道改良工事のスケジュールや地域づくり総合交付金の関係上、設計から移転新築工事までは、令和７年度中に完了する必要がありましたが、財源のメインとなる、え一国からの移転補償金は、旧市場施設の解体が完了し、国において更地が確認された後に支払われる事となり、令和８年度に入ってからの支払いとなる為、令和７年度事業分の費用は、全額町の一般財源で建て替えをして、支払いをしてきたものでございます。
本年７月末をもって解体工事も完了し、全ての事業費が確定すると共に、国からの移転補償金も入金された事から、今回、令和７年度で町が、え一立て替えていた分の整理も含め、移転補償金の充当額を固めるものでございます。
え一当初予算の編成作業は、え一年末年始にかけて行われ、え一財源内訳も予算ベースに、え一配分を行い、計上させて頂いておりますが、え一外構工事や、え一旧市場施設の解体工事は当初予算編成後の、え一２月と３月に発注となりまして、え一入札による、え一事業費減に伴いまして、令和８年度で支払う事となる工事費に充当する移転補償金の額が少なくなった分、え、令和７年度で町が立て、立て替えていた部分に充当できる事となったものでございます。
これにより、え一当初、よ、当初予算で計上しておりました、え一令和７年度一般会計補填分の繰出金３，９５４万７千円に、え一今回補正の３７７万円を加えた、４，３３１万７千円を全額、移転補償金を充当し繰り出す事となり、え一卸売市場移転新築事業に係る総事業費、約１億２２０万円に対し、え一町の持ち出しは、最終的には約４８６万円に収める事が出来た事となっております。
説明は以上です。ご審議方、えーよろしく、お願い申し上げます。

（議長）
以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望はありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）
質疑希望ありませんので質疑を終結致します。
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか

（「なし」の声。）

（議長）
異議なしと認め直ちに採決致します。
議案第５号、令和８年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。よって、議案第５号については、原案の通り可決されました。

（議長）
暫時休憩致します。

休憩　１５：１７

再開　１５：１８

（議長）
休憩を閉じて再開致します。
日程第２５、議案第６号、工事請負契約の締結についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
議案第６号、工事請負契約の締結についてでございます。
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。
契約の内容につきましては、
契約の目的　　令和７年度（繰越）豊部内川河床低下防止工事（下流区間）

工事場所　　檜山郡江差町字東山地内
内契約の方法　　指名競争入札
契約の金額　　５，３４０万５千円
契約の相手方　　檜山郡江差町字伏木戸町６３４番地
株式会社　田畑建設　代表取締役　田畑　昌伸　でございます。
ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

（議長）
以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望はありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）
質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第６号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。よって議案第６号については、原案の通り可決されました。

（議長）
暫時休憩致します。

休憩　１５：１９

再開　１５：２０

（議長）
休憩を閉じて再開致します。
日程第２６、議案第７号、工事請負契約の締結についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
議案第７号、工事請負契約の締結についてでございます。
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。
契約の内容につきましては、
契約の目的　　令和８年度鰍川大橋長寿命化修繕工事
工事場所　　檜山郡江差町字水堀町地内
契約の方法　　指名競争入札
契約の金額　　５，６１０万円
契約の相手方　　檜山郡江差町字東山６２５番地
株式会社　道南土木　代表取締役　佐藤　和浩　でございます。
ご審議の上、議決頂きます様よろしくお願い申し上げます。

（議長）
以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
質疑希望はありませんので質疑を終結致します。
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
異議なしと認め直ちに採決致します。
議案第７号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。よって議案第７号については、原案の通り可決されました。

（議長）
日程第２７、同意第１号、教育委員会委員の任命についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
同意第１号、教育委員会委員の任命についてでございます。
任期満了に伴う教育委員会委員に小笠原　敏文氏、昭和４７年１１月２７日生まれ、５３歳を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。
ご審議の上、同意頂きますようよろしくお願い申し上げます。

（議長）
以上で提案理由の説明が終わりました。
お諮りします。
本案については人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに起立にて採決致します。
同意第１号、教育委員会委員の任命について、原案の通り、小笠原　敏文氏、５３歳を教育委員会委員として任命する事に賛成の方の起立を求めます。

（議長）
起立全員であります。よって、同、同意第１号については、原案の通り同意する事に決定致しました。

（議長）
日程第２８、同意第２号、監査委員の選任についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
同意第２号、監査委員の選任についてでございます。
任期満了に伴う監査委員に近藤　偉喜氏、昭和２３年３月２４日生まれ、７８歳を選任したいので、地方自治法第１９６条、第１項の規定により議会の同意を求めるものでございます。ご審議の上、同意頂きますようよろしくお願い申し上げます。

（議長）
以上で提案理由の説明が終わりました。
お諮りします。
本案については人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに起立にて採決致します。
同意第２号、監査委員の選任について、原案の通り、近藤　偉喜氏、７８歳を監査委員として任命する事に賛成の方の起立を求めます。

（議長）
起立全員であります。よって同意第２号については、原案の通り同意する事に決定致しました。

（議長）
日程第２９、同意第３号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
同意第３号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。
任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員に横野　晃一氏、昭和３１年３月１１日生まれ、７０歳を選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。
ご審議の上、同意頂きますようよろしくお願い申し上げます。

（議長）
以上で提案理由の説明が終わりました。
お諮りします。
本案については人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに起立にて採決致します。
同意第３号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案の通り、横野　晃一氏、７０歳を固定資産評価審査委員会委員として任命する事に賛成の方の起立を求めます。

（議長）
起立全員であります。よって同意第３号については、原案の通り同意する事に決定致しました。

（議長）
暫時休憩致します。

休憩　１５：２５

再開　１５：２７

（議長）
休憩を閉じて再開致します。
お諮りします。
ただ今、町長から議案第８号、令和８年１０月ついた、い、１日から同年１０月３１日までの間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について、並びに議案第９号、令和８年１０月１日から同年１０月３１日までの間における教育長の給料の減額に関する条例の制定についてが提出されました。
これを日程に追加し、追加日程第１並びに追加日程第２、２として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、議案第８号を追加日程第１、議案第９号を追加日程第２とし、日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とする事に決定しました。

（議長）
追加日程第１、議案第８号、令和８年１０月１日から同年１０月３１日、ま、の間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について、並びに追加日程第２、議案第９号、令和８年１０月１日から同年１０月３１日までの、あ、間における教育長の給料の減額に関する条例の制定については、関連がありますので一括議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
ただいま一括上程となりました、議案第８号、令和８年１０月１日から同年１０、１０月３１日までの間における町長及び副町長の給与の減額に関する条例について、及び議案第９号、令和８年１０月１日から同年１０月３１日までの間における教育長の給与の減額に関する条例についてでございます。
去る６月１５日に開催された江差町議会全員協議会において、教育委員会社会教育課における団体会計の不適正事務についてご報告をし、関係職員につきまして、７月２３日開催の江差町教育委員会で処分内容が決定され、７月２４日付で処分を行ったところでございます。
本事案により、江差町青少年健全育成会議の皆様を初め、関係団体の皆様に多大なるご迷

惑をおかけし、町政に対する信頼を大きく損なう事となりました。
　改めて、深く、お詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんした。
　私は、町政を担う長として、副町長につき、ついては、町政の事務方のトップとして、また教育長については、社会教育課を所管する教育行政の長として、責任の重大さを痛感しているところであり、それぞれのきゅ、給料を１ヶ月、１０％減額する事と致しました。
　つきましては、減額に関する条例を提出しておりますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

（議長）
　以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
　質疑希望ありませんか。

　（「なし」の声）

（議長）
　質疑希望ありませんので質疑を終結致します。
　お諮りします。
　本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか

　（「なし」の声）

（議長）
　異議なしと認め、直ちに採決致します。
　まず、議案第８号、令和８年１０月１日から同年１０月３１日までのあ、間における町長及び副町長の給料の減額に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手全員であります。よって議案第８号については、原案の通り可決されました。

（議長）
　次に、議案第９号、令和８年１０月１日から同年１０月３１日までの間における教育長の給料の減額に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
　挙手全員であります。よって議案第９号については、原案の通り可決されました。

（議長）
　日程第３０、発議第１号、国土強靭化に資する道路整、道路の整備等に関する意見書の提

出についてを議題と致します。
お諮りします。
本案については、お手元に配付の通りですので説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
発議第１号について、原案の通り決定する事に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手多数であります。よって、発議第１号については、原あ、原案の通り決しました。

（議長）
日程第３１、発議第２号、備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行いこ、行わない事を求める意見書の提出についてを議題とします。
本案については、お手元に配付の通りですので説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
発議第２号について、原案の通り決定する事に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。よって発議第２号については、原案の通り決しました。

（議長）
以上で、本定例会に付議された案件については、全て議了致しました。
これで会議を閉じます。
令和８年第３回江差町議会定例会を閉会致し、致します。
皆さん大変お疲れ様でした。

閉会　１５：３３